

新宿区

第二次行財政改革計画

新宿区第二次行財政改革計画・目次

序章	新宿区におけるこれまでの行財政改革の取組み	2 - 1
I	行財政改革の必要性	2 - 3
1	少子高齢社会の本格到来	2 - 3
2	少子高齢社会を背景とした社会保障関係費の増大	2 - 3
3	施設の更新需要と施設関連経費の増大	2 - 4
4	不透明な経済状況と、三位一体改革の動向	2 - 4
5	団塊の世代の退職に伴う諸課題	2 - 5
II	行財政改革の基本的な考え方	2 - 6
	行財政改革の目的	2 - 6
III	計画の構成	2 - 7
1	計画の位置付け	2 - 7
2	計画の期間	2 - 7
3	計画に反映した考え方	2 - 7
4	計画の体系	2 - 8
IV	計画の目標と取組みの方向	2 - 9
1	行政の体質改善	2 - 9
2	公共サービスのあり方の見直し	2 - 12
V	2つの横断的な改革課題への取組み	2 - 13
1 - 1	施設のあり方の見直し	2 - 13
1 - 2	施設のあり方の見直しの具体的な取組み	2 - 16
2	外郭団体等のあり方の見直し	2 - 25
VI	主要な改革項目	2 - 47
1	行政の体質改善	2 - 47
2	公共サービスのあり方の見直し	2 - 57
VII	第二次行財政改革計画の推進に向けて	2 - 61
◆	資料	2 - 62

序章 新宿区におけるこれまでの行財政改革の取組み

新宿区では、バブル経済が崩壊し、景気が低迷していた平成7(1995)年に「財政非常事態宣言」を発し、それ以降、様々な行財政改革に取り組んできました。

平成8(1996)年2月には「開かれた区政推進計画」を策定し、区民サービスの向上や区民参加による区政推進、効率的な区政運営に向けた取組みとして、事務事業の廃止・縮小・再構築を行い、また、組織・体制の見直し、民間委託の活用、外郭団体の統廃合、区有財産の有効活用等を図りました。

また、平成11(1999)年9月には、長引く税収の落ち込みにより区財政が一層厳しくなったことを受けて、「区政改革プラン」を策定し、平成12(2000)年度～平成14(2002)年度の3か年に財政支出を129億円削減することを目標に、痛みを伴う事務事業の縮小・廃止などの見直しによる大幅な経費削減や、職員定数の削減に取り組みました。

しかしながら、景気の低迷が長期化し、区税収入の落ち込みが続く状況の下、厳しい財政状況と山積する地域課題への対応を目指し、平成12(2000)年9月には「第二次実施計画の策定に伴う対策について」を、さらに平成15(2003)年2月には「行財政改革計画」を策定しました。

「行財政改革計画」では、84の取組み項目をあげ、「職員保養所の廃止」をはじめとした施設の見直しや、「児童館・児童指導業務の委託によるサービスの拡大」などによる人員削減、「施設管理仕様の見直し、全施設への徹底」による施設管理経費の節減などに取り組みました。その結果、計画期間の2か年(平成15(2003)～16(2004)年度)では、計画外の内部努力によるものも含めて、行財政改革として総額51億円の経費を削減しました。

また、職員定数の削減についても「行財政改革計画」の中で、平成15(2003)年度～平成19(2007)年度の5か年間で400名という削減目標を示し、取り組んでいます。

このような、区のこれまでの行財政改革の取組みにより、平成12(2000)年度からは、4年連続で実質単年度収支が黒字となりました。

こうしたことを背景に、平成15(2003)年2月には、さらなる改革を不断に行っていくことを前提として、平成7(1995)年10月に行った「財政非常事態宣言」を取りやめるに至ったところです。

一方、本格的な景気回復とは言い難い経済状況の中で、区は少子高齢社会への対応に加え、安全・安心対策、区有施設の更新需要といった課題に対しても、的確に対応することが求められています。

今後の経済状況や、国と地方の税財政制度改革(三位一体改革)の動向を踏まえ、区の自治の能力と体力を高めていくために、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

I 行財政改革の必要性

区を取り巻く次のような状況に対応していくためには、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、今後も行財政改革を推進していく必要があります。

1 少子高齢社会の本格到来

少子高齢社会の到来は、わが国の社会構造に大きな変化をもたらし、行政や公共サービスのあり方についても根本的な見直しを迫っています。

少子高齢社会においては、若年人口の減少に伴い労働力人口の減少が予測され、これまでのような経済成長に伴う税財源の自然増収や充実は期待できない可能性があります。

「行政が専ら公共サービスの提供を担う」という考え方だけでは、これまでの公共サービスの水準の維持が困難となることが予想されます。

2 少子高齢社会を背景とした社会保障関係経費の増大

生活保護や介護保険などに充てている経費（※社会保障関係経費）は、増加傾向にあります。

※：ここでは、生活保護（扶助）費の他、国民健康保険特別会計への繰り出し金、老人保健特別会計への繰り出し金、介護保険特別会計への繰り出し金を指標とします。

従前、社会保障関係経費は、区の一般会計の決算額の約1割を占める程度で推移してきました。

しかし、介護保険特別会計への繰り出しが始まった平成12(2000)年度に、一般会計(1,093億円)の16.4%を占めるようになった後は、増加傾向となり、平成15(2003)年度には、一般会計(1,031億円)の21.6%を占めています。

社会保障関係経費の総額自体も、老人保健特別会計が設けられた昭和59(1984)年度では65億円であったものが、財政非常事態宣言を発した平成7(1995)年度には116億円、平成12(2000)年度には179億円、平成15(2003)年度では223億円と増えてきています。

少子高齢社会を背景として、このような社会保障関係経費の伸びは今後も続くと思われませんが、区民の生活を支える事業ですので必要な財政負担は今後も避けて通れません。

3 施設の更新需要と施設関連経費の増大

現在区は、200を超える施設を所有しており、この維持管理のために平成15(2003)年度では、約90億円の費用を支出しました。

区有施設をこのまま維持していただいても、大規模修繕費などで、今後膨大な費用負担が発生することが予測されます。

建築物は、経過年数とともに老朽化しますので、一般的に20～30年を経過すれば、大規模な修繕が必要となります。

区有施設の老朽状況を見てみると、平成16(2004)年度の時点で、30年を経過した施設の面積は187,600㎡で、施設総面積(545,000㎡)の34.4%を占めていますが、10年後の平成26(2014)年度には、30年を経過する施設の面積は274,200㎡となり、施設総面積の約50.3%を占めることとなります。

このような施設の老朽化の進行や、建物の耐震性能向上のための補強工事などへ対応していくためには、相当の経費負担が見込まれます。

4 不透明な経済状況と、三位一体改革の動向

国の経済状況は、内閣府が平成16(2004)年11月に発表した月例経済報告によれば、「景気はこのところ一部に弱い動きはみられるが、回復が続いている」と、1年5か月ぶりに景気判断が下方修正されました。さらに、12月には「景気は、一部に弱い動きがみられ、このところ回復が緩やかになっている」となり、景気回復の減速が懸念される状況となっています。

また、国と地方の税財政制度改革である「三位一体改革」の動向によっては、区の財政負担が増大していく可能性もあります。

こうしたことから、歳入の大きな部分を占める区税収入については、今後も大きな伸びを見込むことは難しい状況です。

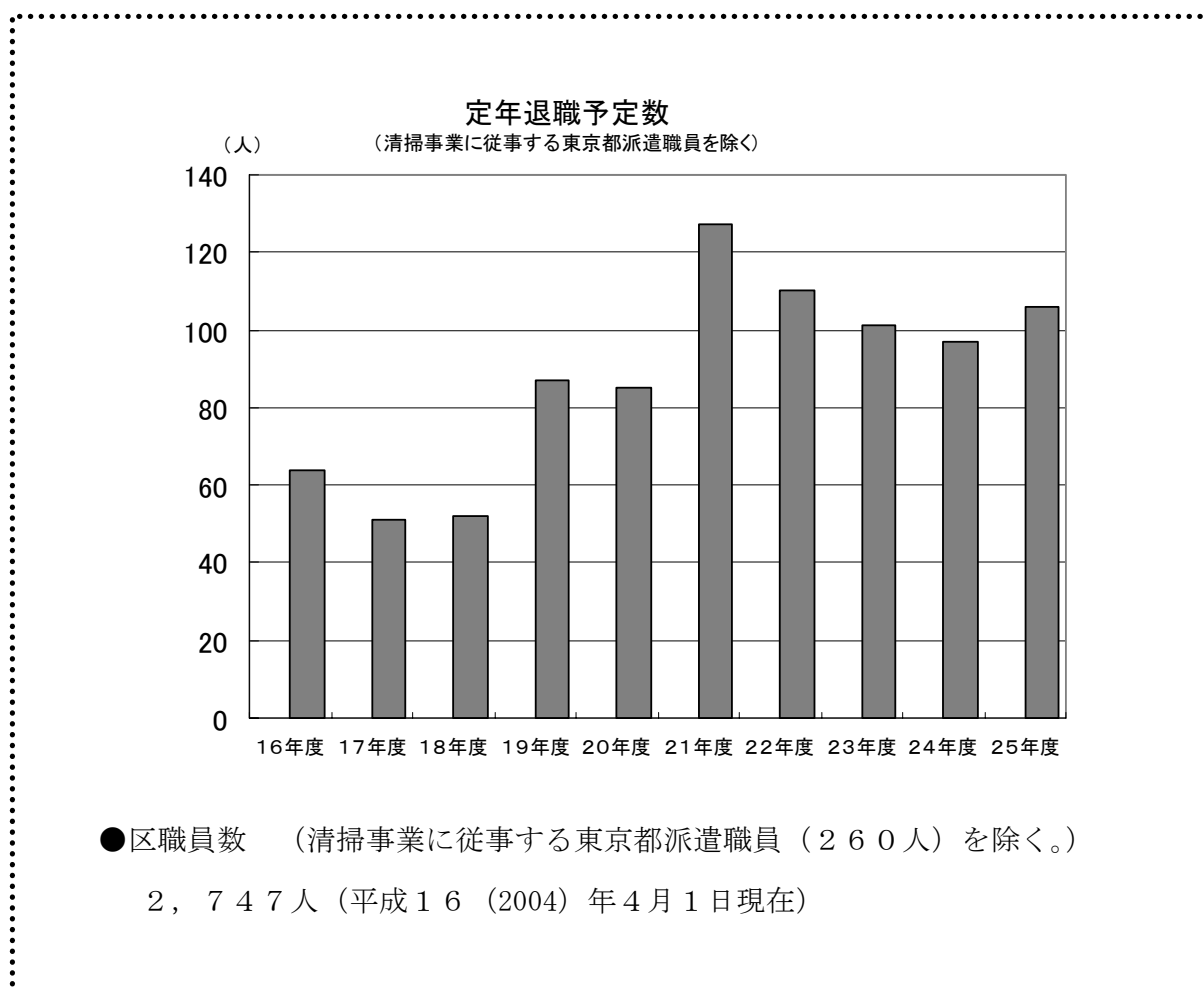
景気回復の減速が懸念され、三位一体改革など不透明な財政環境が続くなか、安定した財政運営を維持するためには、今後とも行財政改革に果敢に取り組んでいかなければなりません。

5 団塊の世代などの退職に伴う、区の組織上での課題

高度成長期に大量採用した、*団塊の世代を中心とする年齢層の職員が、定年退職の年齢に近づいており、区の組織においても急激な世代交代が予想されます。

そのため区は、団塊の世代の職員の貴重な経験や知識・技能を円滑かつ計画的に次世代の職員に引き継ぎ、組織としての活力を維持していくための取組みを急ぐ必要があります。

※) 団塊の世代：昭和22（1947）年～24（1949）年のベビーブーム時代に生まれた世代



Ⅱ 行財政改革の基本的な考え方

行財政改革の目的

多様な主体との協働と参画による「暮らしやすさと、にぎわいのある、安全で快適なまちづくり」を支えるための改革とします。

地方分権の進展や新たな時代の変化に適切に対応し、多様な区民の声に的確に対応していくためには、行政の体質を根底から改め、柔軟で迅速に各現場が対応できる体制づくりを進める必要があります。

加えて、公共サービスのあり方についても、行政が関与するもの、区民等との協働で行うもの、民間に任せるものといった視点で、そのあり方を見直すことも必要です。

従って、これからの行財政改革にあたっては、次の2つを基本的な視点として取り組みます。

(1) 行政の体質改善

画一的・硬直的・閉鎖的・縦割りといわれる行政の体質を、区民の目線で改善し、迅速かつ的確に課題に対応できる組織づくりと職員の育成が必要です。

(2) 公共サービスのあり方の見直し

現在、区民や地域団体、NPO、ボランティア、事業者も公共サービスの担い手として、それぞれの立場、役割、特色を活かした活動を行っています。

このような取組みをさらに発展・拡充していくためには、「行政が専ら公共サービスの提供を担い、住民や事業者などは公共サービスの客体・受け手」という考え方を見直していく必要があります。

Ⅲ 計画の構成

1 計画の位置づけ

- (1) 平成15(2003)年2月策定の「行財政改革計画」での考え方を継承し、中・長期的な視点に立った、今後の区政運営の方向性を示します。
- (2) 「新宿区第四次実施計画」のキーワードである「協働」と「参画」を担保するための仕組みを打ち出し、実施計画等でのまちづくりを支えるものとします。

2 計画の期間

第二次行財政改革計画における、具体的な取組みについては、平成17(2005)年度～平成19(2007)年度の3か年の計画とします。

3 計画に反映した考え方

第二次行財政改革計画は、以下にあげるものの考え方も踏まえて作成しました。

①*新宿区行財政改革推進会議からの提言

②区民の方々のご意見

- ・ 計画策定に向けての意見募集
- ・ パブリック・コメント制度に寄せられたご意見
- ・ 区政モニターからのご意見
- ・ 地域説明会、区長と話そう～しんじゅくトークで出されたご意見
- ・ パブリック・コメント制度外で寄せられたご意見

※) : 平成15(2003)年7月に専門的な観点や区民の視点から、行財政改革計画の進行状況について意見を述べることで、第二次行財政改革計画に意見を反映させることを目的に、任期を2年間とする10名以内の委員により設置。

4 計画の体系

この計画は、「行政の体質改善」と「公共サービスのあり方の見直し」の2つの視点から取り組むことを基本としています。それを踏まえ、次のような体系で構成しています。

<行政の体質改善>

- (1) 迅速かつ的確に対応できる行政の意思決定システムの構築
- (2) 住民自治の拡充に向けた、区民参画システムの構築
- (3) 職員の意識改革と人材の育成
- (4) 事業の効率化と、区組織の合理化

VI 主要な改革項目

<公共サービスのあり方の見直し>

- (1) 公共サービスの提供体制の見直し
- (2) 施設のあり方の見直し
- (3) 外郭団体等のあり方の見直し

V 2つの横断的な
改革課題への取り組み

IV 計画の目標と取組みの方向

1 行政の体質改善

(1) 迅速かつ的確に対応できる行政の意思決定システムの構築

▼取組みの方向

① 庁内分権の推進

各部署が所管する施策に対する権限と責任を持って、迅速できめ細やかな事業を展開していけるように、各部署で主体的に予算や職員配置を調整できる仕組みをさらに向上させるように検討します。

② 行政評価制度の機能化

事業の執行結果や決算状況を分析・評価して予算編成につなげます。そのためには行政評価制度を*P D C Aのサイクルの中で効果的に活用できるようにします。また、行政コスト計算との連携なども検討します。

※) P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」の工程を表す

(2) 住民自治の拡充に向けた、区民参画システムの構築

▼取組みの方向

① 「地区協議会」の設立

地域の実情や特性に応じた魅力ある地域づくりができるように、各特別出張所の地域単位で、政策形成過程への区民参画及び地域課題解決の場として、地区協議会を設立し、運営していくことで、住民自治の充実を図ります。

② 区民等との協働による基本構想・基本計画づくり

区民等との協働と参画による、基本構想の見直し及び平成20(2008)年度以降の次期基本計画づくりを通して、区民をはじめ地域で活躍する多くの人々が参画する基盤を構築していきます。

③ 区民の自主活動や地域交流への支援

区民やボランティア団体等が自主的に活動しやすい地域環境づくりに取組みます。

区有施設の集会室を、より効率的・効果的に活用いただけるように、施設ごとの検討を進めます。

④ 勤労者や子育て中の保護者などでも参画しやすい環境づくり

これまで、問題意識や意欲があっても参画の機会が持てなかった区民の方々にも、発言や参加の場を用意できるように、会議のあり方を見直すほか、インターネットを活用した参加手法の検討を進めます。

(3) 職員の意識改革と人材の育成

▼取組みの方向

①職員の専門性の向上による、職務に精通する職員の育成

OJT(職場研修)の体系化を図るほか、専門研修として民間研修機関への職員派遣なども実施します。

②管理監督者のマネジメント能力の強化

組織としての総力を最大限に高められるように、管理監督者のマネジメント能力の強化に努めます。

③所管事業の経費と効果を的確に把握するための経営感覚の育成

事業別コスト計算の手法を応用して、各部各課の日々の仕事に掛かる実際のコスト(経費)を把握できるように、OJT(職場研修)等を行います。

また、事業の進捗とともに、その効果も適宜把握していくことで、職員の経営感覚の育成につなげます。

④再任用制度の適切な運営

長年の職務経験を通じて培われた職員の豊富な知識と経験を有効に活用し、区民サービスの向上と行政の効率的な運営につなげられるように、定年退職者を対象とする再任用制度の適切な運営・活用を図ります。

(4) 事業の効率化と、区組織の合理化

▼取組みの方向

①補助金の見直し

「補助金等審査委員会」で検討された補助金交付に際しての考え方に基づき、区の補助金の見直しを進め、公平で効率的・効果的な補助金のあり方を確立していきます。

②電子区役所の推進

住民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営の実現を目指した電子区役所の推進を図ります。

③組織の合理化と職員定数の削減

区長のトップマネジメントを補佐できるような組織体制とするとともに、今後も施策・事業の再構築にあわせて、組織体制の合理化を進めます。

また、職員定数の削減については、「行財政改革計画」で示したように、平成15(2003)年度から19(2007)年度までに400名の職員定数の削減を見込んでいます。平成15(2003)～16(2004)年度では233名の定数削減を行いましたので、平成17(2005)～19(2007)年度の3か年では167名以上の定数削減を目指します。

2 公共サービスのあり方の見直し

(1) 公共サービスの提供体制の見直し

▼取組みの方向

①指定管理者制度導入などによる民間の経営ノウハウの活用

「民間でできることは民間で行うこと」を原則として捉え、指定管理者制度などの手法も有効的に活用し、民間部門との役割分担をさらに進めます。

②受益者負担のあり方の見直し

使用料や手数料などについては、次のような視点で見直し、より適正な体系としていきます。

- ・受益と負担の関係を区民に分かりやすいものにします。
- ・サービスの提供にかかるコスト（経費）を縮減するとともに、民間事業者や他団体等によるサービスと比較してバランスを欠いているものは、均衡を図ります。
- ・同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合は見直しを行います。

(2) 施設のあり方の見直し

▼取組みの内容

区有施設を効率的・効果的に活用して、新たな需要への対応と、施設経費の抑制の両立を図ります。

中・長期的に取り組むべき横断的な課題と捉え、後章で内容を紹介します。

(3) 外郭団体等のあり方の見直し

▼取組みの内容

外郭団体が、社会状況に応じた役割を果たせるように、あり方を見直します。

中・長期的に取り組むべき横断的な課題と捉え、後章で内容を紹介します。

V 2つの横断的な改革課題への取組み

様々な社会経済状況の変化や多様化する区民ニーズに効率的・効果的に対応していくために、次の2つの横断的な改革課題について中・長期的な視点から取組んでいきます。

①施設のあり方の見直し

②外郭団体等のあり方の見直し

1-1 施設のあり方の見直し

区財政の厳しい見直しに加えて、将来の施設修繕経費が現行額と比べて、相当に大きな額になることも想定されています。今後、いくつもの施設の更新（大規模改修や改築など）の時期が重なると、財政面で耐えられなくなる可能性もあります。

こうした財政上の課題がある一方で、最近では新たな施設需要が生まれています。区有施設を効率的・効果的に活用して、新たな需要への対応と、施設経費の抑制の両立が図れるように、区有施設のあり方を見直すことが必要です。

(1) 施設のあり方を見直す4つの視点

区有施設を効率的・効果的に活用して、新たな需要への対応と、施設経費の抑制の両立が図れるように、次のような視点で区有施設のあり方を見直します。

① 多角的な施設活用等により、区民利用の拡充を図る

施設本来の設置目的に沿った活用を一層推進するとともに、より多くの区民が施設を利用できるよう、多角的な活用を進めるなど、施設の運営方法を工夫して区民利用の拡充を図ります。

特に、地域センターと学校施設については、地域コミュニティ施設として十分に機能できるように、地域の状況に応じた活用方法の検討を進めます。

② 効率的・効果的な施設経営を追求する

最少の経費で最も効率的かつ効果的な施設の運営となるように、施設の管理業務については、*指定管理者制度への移行を推進します。

さらに、区民との協働を図る観点から、区民による自主管理方式への移行も検討し、促進します。

区の直営施設についても、効率的・効果的な運営を目指します。

また、大規模改修工事の実施など、施設の維持保全にあたっては、「事後対応の保全」から「予防保全」の考え方にたって、より効率的・効果的な手法を追求します。

なお、建物データ(劣化度等)の建物調査を平成19(2007)年度までに行い、「建物調査」が完了した建物から「中長期修繕計画」を立てることで、「資産(建物)の長寿命化」と合わせて、修繕経費も削減していきます。

※) 指定管理者制度: 「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共的団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。

③ 適正な施設規模を目指す

老朽化した施設や、役割を終えた施設等については、建物の老朽度、維持管理経費、修繕経費などを総合的に考慮し、地域の施設需要に効率的に応えられる施設規模を目指します。

④ 空き施設、跡施設の有効活用を図る

区有施設は、区民の重要な資産です。空き施設や跡施設については、現在の区の重要施策である「少子高齢化対策」「安全・安心対策」「区民との協働」に資するための事業に活用するほか、資産活用として貸付等も行います。

また、学校施設を資産活用した場合には、基金への積立ても行い、校舎整備や新校建設の財源としていきます。

なお、検討にあたっては、区民要望や地域需要、財政的状況に十分配慮します。

(2) 施設の再編・統廃合の考え方

施設の再編・統廃合の検討にあたっては、次のような「見直しの視点」と「見直しの契機」に基づいて取組みます。

【見直しの視点】

- A 事業の費用が大きい割に、事業効果が小さいもの
- B 事業目的が薄れ、又は役割が終了したもの
- C 利用者が特定され、又は利用度が低く事業効果が小さいもの

【見直しの契機】

- ①施設の大規模改修や改築などの更新需要があり、その対応に相当の経費が見込まれる場合
- ②学校の統廃合（再配置）時のような、施設の新設や廃止がある場合
- ③区有施設を民設民営施設等へと切り替えていくことに大きな効果が見込まれる場合

(3) 施設廃止後の施設（跡施設）活用の考え方

区有施設を廃止した場合には、次のような手順で、活用を検討します。

①地域において新たな需要が認められる場合（実施計画上の重点項目事業及び地域要望があり特に必要と認められる場合）は、「地域サービスの提供活用」の対象施設として、跡地活用を検討します。

②上記の①以外の場合は、「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針（平成12（2000）年度策定）」に基づいて対応します。

ただし、財源確保のために活用する場合でも、できる限り区民の生活や福祉に資するよう、地域活動を行うNPO支援のための活用等も視野に入れて検討します。

《参考》有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針

平成12（2000）年7月5日 公有財産運用価格審査会承認・決定（活用方法） 区内物件については貸付け（定期建物賃貸借契約又は定期借地権設定契約）を、区外物件については売却を原則とする。

ただし、区内物件、区外物件とも、当区にとっての有利性、当該物件の活用見込み、建物の老朽化の程度、維持管理費の多寡、財政見通し等を総合的に勘案したうえ、区内物件について売却、区外物件について貸付けを行う場合もある。

1-2 施設のあり方の見直しの取組み

(1) 多角的な施設活用等により、区民利用の拡充を図るもの

取組み: 地域の集会室施設の集約化と多機能化	
概要	<p>今後の施設のあり方として、区民が利用する施設は「縦割り目的」の使い方ではなく、より多くの区民が交流できる施設として多目的に活用する方向で検討します。</p> <p>地域センターとことぶき館、社会教育会館については、縦割りの利用制限を極力排除し、多目的に活用していくことにより、地域の集会室施設として、効果的に地域配置できるようにします。</p> <p>さらに、学校も地域のための施設として位置づけ、地域交流や自主活動を支援するための施設機能を設けられるように検討を進めます。</p>
地域センター	<p>社会教育会館やことぶき館の集会室機能を統合し、地域コミュニティの核となる施設として機能できるようにします。</p> <p>平成18(2006)年度に指定管理者制度へ移行する際には、利用時間枠の設定や休館日の設定を、利用者の利便性を重視したものに直して見直していきます。</p>
ことぶき館	<p>年齢制限を緩和し、高齢者を支援するボランティアも利用できる、高齢者のための活動施設としての位置づけとします。</p> <p>地域センター等も、高齢者の方々の活動場所とできるようにします。その上で、ことぶき館も含めた、高齢者のための活動施設は原則的には半径500mの範囲の中に配置していきます。</p> <p>このような地域配置を前提としながら、老朽化したことぶき館を中心に、近隣の地域集会施設への機能の統合を検討します。</p>
社会教育会館	<p>生涯学習事業の展開は、社会教育会館に固定化せず、地域センターなどの地域施設を活用し、地域交流事業との連携を図ります。</p> <p>施設状況(設備状態、活用状況など)を総合的に判断しながら、集会室機能を地域センター等の地域集会施設に統合することを検討します。</p> <p>生涯学習社会の変化に対応した新たな学習拠点として、社会教育会館の将来のあり方を検討する中で、施設機能に応じた管理運営主体についてもあわせて検討していきます。</p>
学校施設の有効活用	<p>地域拠点となりうる学校施設については、地域交流や自主活動を支援するための施設機能を設けられるように検討を進めます。</p>

(2) 効率的・効果的な施設経営を追求するもの

取組み：指定管理者制度への移行	
概要	
<p>区が管理委託する施設は、「指定管理者による管理」とすることを原則とします。 *ただし、指定管理者制度の導入の適否判断が別にある施設については、この限りではありません。 *直営の施設においても、行政目的の達成、施設サービスの向上、施設運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、区と民間との役割分担を見直すべき施設については、指定管理者制度の適用を検討します。</p>	
平成17(2005)年度から指定管理者制度に移行します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・高田馬場福祉作業所 ・女神湖高原学園(校外施設) 	
<p>平成17(2005)年度から指定管理者制度を導入し運営の効率化と開館日の拡大などのサービス向上を図ります。 あわせて、区民施設系の窓口業務及び区地場産業の物品販売等を事業者(旅行代理店)に委託することで、予約受付業務などの効率化を図るとともに、利用者の利便性を向上させます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民保養所 ・区民健康村 	
平成18(2006)年度に指定管理者制度に移行します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民ホール(四谷・牛込筆筍・角筍) ・清風園 ・ふれあいプラザ ・元気館 ・総合体育館(1号館) 	
平成18(2006)年度までに指定管理者制度に移行します。施設の状況や設置経緯などから、公募を行わずに施設管理者を指定します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域センター 	理由：地域のための施設という性格上、民間事業者ではなく、地域住民による管理が望ましい。また、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の管理運営委員会を管理代行者とする
<ul style="list-style-type: none"> ・新宿文化センター 	理由：今後予定される施設の大規模改修工事の進行状況などから、公募による指定管理者制度への移行が可能となるまでの間は、現在の事業者を管理代行者とする。なお、区の文化施策の新たな方向性との調整を図るものとする
<ul style="list-style-type: none"> ・生活実習所 	理由：障害者福祉の見地から特段に配慮を要する施設であり、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の事業者を管理代行者とする
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉センター 	理由：障害者福祉の見地から特段に配慮を要する施設であり、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の事業者を管理代行者とする
<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 	理由：現状のサービス内容も評価でき、コスト面でも十分な改善が見込まれるため、現在の事業者を管理代行者とする
<ul style="list-style-type: none"> ・富久町保育園 	理由：公設民営保育園として事業開始した当時に事業者選定をしており、コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価できることから、現在の事業者を管理代行者とする

・東戸山高齢者在宅サービスセンター	理由：現状のサービス内容も評価でき、コスト面でも十分な改善が見込まれるため、現在の事業者を管理代行者とする
・百人町高齢者在宅サービスセンター	理由：現状のサービス内容も評価でき、コスト面でも十分な改善が見込まれるため、現在の事業者を管理代行者とする
・リサイクル活動センター	理由：コスト面でもサービス面でも現状の施設管理内容が評価でき、障害者のための就労支援としても機能しているため、現在の事業者を管理代行者とする
・歴史博物館 ・林芙美子記念館	理由：新宿の歴史を継承する拠点としての公共性をふまえ、生涯学習財団の管理代行とする
・社会教育会館	理由：生涯学習社会の変化に対応した将来のあり方を検討し、方針決定するまでの間、生涯学習財団の管理代行とする
・総合体育館（2号館） ・大久保スポーツプラザ ・野球場 ・庭球場	理由：これらの施設を「生涯学習事業」の拠点施設として位置づけ、区民団体等との協働による多様な事業の展開を図るため、生涯学習財団の管理代行とする
管理受託している社会福祉事業団の経営改善の観点から、一旦、区の直営とし、児童館と併設されていない単独館と併せて、平成18(2006)年度以降に施設状況に応じて指定管理者制度へ移行できるように検討します。	
・ことぶき館（単独館） ・小滝橋いきがい館	
平成19(2007)年度に指定管理者制度に移行します。	
・新宿福祉作業所	
幼児部門については、障害のある子どもだけでなく、発達に不安のある子どもも対象にした総合的な相談及び支援を行うため、「子ども発達センター」と位置づけ、再構築します。 柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図るために、指定管理者制度への移行を含めて、検討していきます。	
・あゆみの家	

(3) 適正な施設規模を目指すもの

施設名・戸塚小売市場			
見直し検討の概要			
平成19(2007)年度までに教職員住宅部分と合わせて施設廃止し、平成20(2008)年度からは売却などによる財源活用を図ります。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和38(1963)年築 店舗数7店 施設面積551㎡			廃止

施設名・四谷見附小売市場			
見直し検討の概要			
平成19(2007)年度までに「小売市場」としては廃止し、普通財産化して貸付用施設とします。商業サービス業等の業務施設として活用します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和48(1973)年築 店舗数8店 施設面積1,133㎡			廃止

施設名・三栄町保育園			
見直し検討の概要			
昭和38(1963)年築の施設です。平成19(2007)年度に幼保一元施設を近隣小学校に併設し、現施設は廃止します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和38(1963)年築 定員70人 施設面積402㎡			廃止

施設名・三栄町社会教育会館			
見直し検討の概要			
昭和38(1963)年築の施設です。集会室機能を地域のコミュニティ施設に統合する検討をします。その上で、生涯学習を展開する場及び学習の場を確保できる場合には、廃止します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和38(1963)年築 定員70人 施設面積703㎡ 利用件数 年2,593件	方針検討	方針検討	

施設名・西新宿保育園			
見直し検討の概要			
昭和41(1966)年築の施設です。旧淀橋第二中学校の施設活用等により移転することが可能かを検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和42(1967)年築 定員87人 施設面積 497㎡	取組み 方針検討	方針検討	方針検討

施設名・高田馬場第一ことばき館			
見直し検討の概要			
昭和37(1962)年築の施設です。現施設を改築し、近隣施設の機能を統合した新たな地域交流・活動施設として再整備(リニューアル)することが可能かを検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和37(1962)年築 定員140人 施設面積 382㎡ 個人利用 年 7,249人 団体利用 年 9,351人	取組み 方針検討	方針案作成	

施設名・高田馬場第一保育園			
見直し検討の概要			
昭和45(1970)年築の施設です。高田馬場第一ことばき館の施設更新の検討とあわせて、施設のあり方を検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和37(1962)年築 定員100人 施設面積 683㎡	取組み 方針検討	方針案作成	

施設名・高田馬場第一児童館			
見直し検討の概要			
昭和45(1970)年築の施設です。高田馬場第一ことばき館の施設更新の検討とあわせて、施設のあり方を検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和45(1970)年築 定員100人 施設面積 364㎡ 学童クラブ定員35人 利用人員 32,600人	取組み 方針検討	方針案作成	

施設名・西戸山社会教育会館分館			
見直し検討の概要			
昭和45(1970)年築の施設です。高田馬場第一ことぶき館の施設更新(新たな地域交流・活動施設)を検討する中で、新施設に機能統合が可能かを検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和45(1970)年築 施設面積 220㎡ 利用年 2,152人	取組み 方針検討	方針案作成	

施設名・小滝橋いきがい館			
見直し検討の概要			
事業団の経営改善の観点から、事業団の経営から切り離します。 一旦、区の直営施設とし、戸塚地域の新たな地域交流・活動施設(上記、高田馬場第一ことぶき館の欄参照)を検討する中で、新施設に機能統合が可能かを検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和57(1982)年築 施設面積 222㎡ 利用年 2,497人	取組み 区の直営へ 方針検討	方針案作成	

施設名・戸塚第三幼稚園(休園中)			
見直し検討の概要			
現在休園中。平成17(2005)年度から2年間、下落合保育園の改築に伴う仮園舎として活用することとしています。 幼稚園としての地域需要を分析しながら、戸塚地域の施設配置を検討する中で、平成19(2007)年度以降の活用の仕方について検討していきます。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和36(1961)年開設 施設面積 760㎡	取組み 方針検討	方針案作成	

施設名・区民保養所			
見直し検討の概要			
平成17(2005)年度から指定管理者制度を導入し、運営の効率化と開館日の拡大などのサービス向上を図ります。 その上で、早雲山区民保養所(あじさい荘)については平成19(2007)年度をもって廃止します。 中強羅区民保養所(つつじ荘)については、改修の経費対効果を明確にした上で、今後の大規模改修工事の実施の妥当性について検討していきます。 宿泊事業については、今後も効率的・効果的なあり方を検討していきます。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
つつじ荘昭和50(1975)年築 5,660㎡ 定員150人 あじさい荘平成7年(1995)開設 3,564㎡ 定員110人	取組み 指定管理者制度への移行		あじさい荘廃止 つつじ荘方針検討

施設名・区民健康村			
見直し検討の概要			
<p>平成17(2005)年度から指定管理者制度を導入し、運営の効率化と開館日の拡大などのサービス向上を図ります。</p> <p>平成16(2004)年度においては、附帯設備のうちフィールドアスレチックが老朽化していたことにより解体撤去しました。</p> <p>今後も施設内容の見直し検討を続けていきます。</p>			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
平成7(1995)年開設 9,881㎡ 定員154人 宿泊者数 26,439人	取組み 指定管理者制度への移行		

施設名・館山塩見臨海学園 (校外施設)			
見直し検討の概要			
<p>平成20(2008)年度を目途に廃止します。それまでの間、移動教室研究モデル校などの指定を通し、小学校移動教室代替教育プログラムの開発を行います。</p>			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和58(1983)年築 施設面積 2,730㎡ 移動教室30校1,323人 一般利用 2,234人	取組み 移動教室代替教育プログラムの開発	移動教室代替教育プログラムの開発	移動教室代替教育プログラムの開発

施設名・職員住宅			
見直し検討の概要			
<p>加賀町職員住宅を改修し防災住宅化することにより、防災対策要員の確保を図ります。改修後は、防災対策要員30人程度確保の目標値が達成できるため、借上げにより区負担が生じている高田馬場職員住宅と、老朽化している高田馬場女子寮を廃止します。</p>			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
加賀町住宅 昭和51(1976)年築 施設面積 362㎡ 高田馬場女子寮 昭和45(1970)年築 施設面積464㎡	取組み	加賀町職員住宅改修	2箇所職員住宅廃止

施設名・区民住宅			
見直し検討の概要			
<p>平成17(2005)年度からは、新規供給は行いません。全体の約9割を占める借上型区民住宅については、住宅まちづくり審議会での議論も踏まえながら、あり方の検討をすすめます。</p>			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
借上型338戸 所有型44戸	取組み		

施設名・事業住宅			
見直し検討の概要			
所有型住宅については、ストックの有効活用に努め、借上型住宅については、廃止・縮小の報告で検討していきます。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
借上型25戸 所有型53戸	取組み		

(4) 空き施設、跡施設の有効活用を図るもの

施設名・四谷第三小学校（統合後の跡地）			
見直し検討の概要			
駅前立地するという土地利用の高いポテンシャルを十分に活かし、再開発などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用を考えていきます。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
校地面積 5,616m ² 校舎面積 3,343m ² 校庭面積 1,834m ²	取組み		

施設名・四谷第四小学校（統合後の跡地）			
見直し検討の概要			
東西に長い四谷地区のほぼ中央に位置しており、地域のコミュニティづくりの中心として、子ども大人も共に集い、様々な利用されるような広場として、さらには、住民参加や協働により運営されるコミュニティのモデル事業として活用することを検討します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
校地面積 7,049m ² 校舎面積 3,987m ² 校庭面積 3,271m ²	取組み 地域協議へ（活用方針の検討）	活用方針決定	跡活用へ

施設名・東戸山中学校（統合後の跡地）			
見直し検討の概要			
福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に検討します。社会福祉法人などに貸付しての活用などを想定しています。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
校地面積 10,477m ² 校舎面積 5,425m ² 校庭面積 3,843m ²	取組み	活用方針の検討	活用方針決定

施設名・戸山中学校（統合後の跡地）			
見直し検討の概要			
跡地活用の検討へつなげます。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
校地面積 7,339m ² 校舎面積 4,595m ² 校庭面積 2,900m ²	取組み	活用方針の検討	活用方針決定

施設名・四谷小売市場（再掲）			
見直し検討の概要			
平成19(2007)年度までに「小売市場」としては廃止し、普通財産化して貸付用施設とします。商業サービス業等の業務施設として活用します。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
昭和48(1973)年 築 店舗数8店 施設面積 1,133m ²	取組み		廃止

施設名・西落合ことぶき館・落合社会教育会館			
見直し検討の概要			
平成19(2007)年度に新しく整備する地域センターへの機能統合により廃止します。 地域需要を踏まえて、廃止後の施設は、「子どものための施設」として活用し、子育て家庭の多様な生活スタイルやニーズに対応した取組みをすすめるとともに、地域との交流スペースも確保する方向で検討していきます。			
現状	3か年の取組み内容		
平成15年度	17年度	18年度	19年度
西落合ことぶき館 昭和48(1973)年 開設 417m ² 落合社会教育会館 昭和44(1969)年 開設 613m ²	取組み	活用方針の検討	活用方針決定

施設名・旧薬王寺保育園（跡地）			
見直し検討の概要			
跡地活用の検討へつなげます。			

施設名・新宿第一保育園（平成18(2006)年3月に廃止予定の施設です。）			
見直し検討の概要			
跡地活用の検討へつなげます。			

2 外郭団体等のあり方の見直し

区が出資する外郭団体等は、区と比較した場合、運営上、機動性や柔軟性、効率性等で優れた面を有し、区が担うべき分野の拡大や業務量の増大に対応して、区を補完、代替、支援する役割を果たしてきました。

しかしながら、官から民へと社会構造の枠組みが大きく変革しつつある今日では、区とともに外郭団体も、そのあり方や役割の見直しをすることが求められています。

また、平成15(2003)年9月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、外郭団体や公共団体等に限られていた「公の施設の管理」が、民間事業者等にも開放されました。これにより、類似するサービスを行う民間事業者や社会福祉法人などが存在する施設は、民間事業者と競合することとなりました。

外郭団体等の事業が、区民ニーズに合致したもののか、設立当初の目的と乖離を生じていないか等を十分に検証し、外郭団体等の必要性や存在意義を見直していく必要があります。

(1) これまでの外郭団体の見直しの取組み

「新宿区開かれた区政推進計画」に基づき、平成8（1996）年から10（1998）年にかけての検討を行い、次のような団体の整理統合等を進めてきました。

【外郭団体の整理統合】

- ①新宿区国際交流協会と新宿文化振興会を統合し新宿文化・国際交流財団とする。
- ②新宿区社会福祉協議会に新宿区福祉公社を統合する。
- ③新宿区都市整備公社を解散する。
- ④生涯学習機能を総合的に補完する法人として新宿区生涯学習財団を設置する。

この取組みにより、区の外郭団体等は10団体から7団体に統合されました。

【見直しの対象とする団体】

- ①財団法人 新宿文化・国際交流財団
- ②財団法人 新宿区生涯学習財団
- ③社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
- ④社団法人 新宿区シルバー人材センター
- ⑤財団法人新宿区勤労者福祉サービスセンター
- ⑥社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
- ⑦新宿区障害者就労福祉センター

(2) 外郭団体等の役割とあり方を見直すための基本的な視点

「区と外郭団体」を主体とした、これまでの公共サービスの提供体制から、NPO・地域団体・事業者等も含めた公共サービスの提供体制へと転換を図る動きにあわせ、次のような視点に基づき、外郭団体の役割とあり方を見直し、再編・統廃合を検討します。

- ①設立の目的が達成されたもの
- ②設立の意義が薄れ、または中長期的にみて薄くなることが予測されるもの
- ③事業の必要性が低下し、活動実績の少ないもの
- ④区が民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの
- ⑤累積欠損があり、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるもの
- ⑥設立目的及び事業内容が類似しているもの
- ⑦規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定なもの
- ⑧統合することにより、組織体制の簡素・合理化、事業の総合化等が期待できるもの

(3) 外郭団体等の経営改善の視点

外郭団体は、設置の目的や経営状況などは様々ですが、経営改善に向けては、次のような共通的な視点からの取組みを、平成19(2007)年度までに積極的に進め、団体個別の課題解決に引き続き取組めるようにします。

ア 施策・事業の見直し

- ①顧客の満足度調査やホームページの活用等により、積極的に顧客ニーズを把握し、その結果を事業やサービスの見直しに反映させることが必要です。
- ②NPO法人やボランティアとの協働やアウトソーシング等の積極的な活用による事業の見直し、団体の収入に応じた事務事業の見直し、ITの導入によりサービスの一層の向上を図ることが必要です。
- ③外郭団体等に対する人的・財政的な支援は、当該団体の経営の健全化や合理化、公共性や公益性の観点から、その必要性を検討する必要があります。
また、区からの補助、委託事業等のうち、民間の事業と類似、競合する事業あるいは民間企業(団体)で実施可能な事業等については、事業の廃止を含めた見直しが必要です。

▼取組みの方向

- ①直接区民と接する団体が、区民ニーズなどを積極的に把握できるようにし、その結果を受託事業及び自主事業の見直しに反映できるように進めます。
- ②民間事業者等が担うことができる受託事業を、団体の事業から切り離すなど、事務事業の進め方について見直しを進めます。

イ マネジメントサイクルの導入

- ①業務の質を向上するため、経営改善等に資する目標を数値により具体的に定めた経営計画を策定し公表することにより、区及び区民に対する説明責任を果たす必要があります。
- ②自主的な経営改善を促進することを目的として経営評価を行い、経営の健全度や実態、課題を継続的に把握していく必要があります。

▼取組みの方向

- ①中期の経営計画の策定と展開について検討を進め、経営の基本となる数値による実態把握、目標設定、進行管理、事後評価を進めます。
- ②類似団体の事業実施状況と比較し(ベンチマーク分析)、その結果から組織の簡素・効率化や経費の節減及び事業の見直しを進めます。
- ③毎年度の事業報告の中で、経営の健全度やその実態、課題の把握とその解決策について検討します。

ウ 組織の活性化

- ①外郭団体の自主性を向上させるために、団体の経営状況、事業の性格や進捗状況等を考慮しながら、区からの派遣職員を減らしていくことが必要です。（現在、区から外郭団体へは全部で39名の職員が派遣され、各団体の企画運営面での支援にあたっています。）
- ②外郭団体の役員・職員には、民間企業経験者を含む幅広い人材の活用が求められます。

▼取組みの方向

- ①区は、各団体の経営改善に向けて総合的な支援を続けることで、団体の自主性を高めます。
- ②団体の経営状況、事業の性格や進捗状況を考慮しながら、区からの派遣職員を減らしていきます。これにより、平成19(2007)年度には、区からの派遣職員を15名程度にします。
- ③外郭団体の職員を補充する場合には、期限付き職員や嘱託職員を利用するなど経営状況や業務量に見合う弾力的な対応ができるように支援します。
- ④団体の経営能力を高める観点から、民間企業の経営経験者を役員として積極的に登用できるように、検討を進めます。

エ 人事・給与制度の改善

- ①経営責任の所在を明確にするとともに、設立目的に即した適切な業務運営を確保する観点から、役員数や役員の構成は、団体の規模、事業内容等に応じた適正なものとしていく必要があります。
- ②役員報酬や退職金は、団体の資産、経営状況、民間の給与水準などに照らし、過大なものとならないようにしていく他、業績を反映させたものとしていくことが必要です。
- ③外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、組織の規模や職務の困難性等を考慮し、経営計画に即した適正な給与体系としていく必要があります。
- ④団体の自主性の確保に向けて、職員個々の能力と実績を適正に評価できる人事管理体制の構築が必要です。
- ⑤職員の視野の拡大や人材育成等といった側面や、また職員数の少ない団体では、人事の硬直化を防ぐという面からも、団体間の人事交流制度を維持することが必要です。

▼取組みの方向

- ①団体規模に即した役員数、経営面でリーダーシップがとれる役員構成となるように支援します。
- ②団体役員のお多くは非常勤のため、報酬等でのコスト面の影響は限られるが、役員を経営能力を事業の成果や効率性の向上等に対する「責任と評価」として客観的に評価し、報酬などに反映できるシステムの整備を支援します。
- ③役員報酬は経営状況等を反映させた適正な額とし、職員の退職金は中小企業退職金共済などを活用して共通化を図り、あわせて年度間の支出の平準化を図ります。
- ④団体の自主性を確保できるような人事・給与システムのあり方を検討します。
- ⑤給与システムを人事評価システムに連動したものとすることで、業績向上への誘因（インセンティブ）を強化し、少数精鋭での経営を目指します。

オ 財務の健全性の改善

▼取組みの方向

① 委託料の適正化

外郭団体に委託している事業の経費については、常に適正化を図ります。

② 再委託業務の見直し

外郭団体が外部へ再委託している業務等については、当該団体に業務委託することの適否を改めて検証します。

さらに、外郭団体が業務を再委託する場合には、原則として競争入札によることとし、公平性、透明性、競争性の確保を図ります。

③ 管理経費等の縮減

一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど可能な限り抑制し、事業原価等については積算の見直しを行い、コストの削減を図ります。

④ 自主財源の確保

経営の自主性を高めるため、団体の設立目的を十分に考慮したうえで、区以外からの事業の受託や受益者負担による事業の実施等により、自主財源の確保に努めます。

(4) 外郭団体等の現状と今後の取組み

1. 財団法人 新宿文化・国際交流財団(文化国際交流財団)					
【現 状】					
(1) 団体の概要・目的					
<p>地域コミュニティを基調とした文化創造と国際化を図るため、地域文化を磨くとともに、外国人を含めた地域住民同士お互いの文化・生活習慣の共通理解を深めることを通じて、ともに生きる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としています。</p>					
(2) 事業内容					
<p>①文化事業を主催し又は参加する機会を提供し、内外の多様な人々の交流を図る。 ②オリジナル企画の文化事業を創造・提供する。 ③内外の優れた文化芸術を低廉な入場料で開催し、区民に提供する。 ④地域における国際交流を推進する。 ⑤新宿文化センターの運営及び事業を受託する。</p>					
(3) 経営状況(14年度・15年度:単位%) 指標の解説はP2-46					
事業収入の対計画比率	129.2	107.4	収益事業比率	74.3	73.5
受託事業の再委託度	68.9	64.3	受託事業比率	75.4	74.4
補助金収入依存度	62.3	57.9	事業収支比率	96.6	102.9
【経営状況の分析】					
<p>計画性としては、事業費と管理費の対計画比率が低く、達成度合いがやや低い状況です。効率性としては、再委託度が高い状況です。また、経済性としては、若干悪化し、補助金の依存度が高い状況です。</p>					
(4) 団体の課題					
<p>①文化・国際交流事業のあり方の検討が必要です。 ●生涯学習財団が実施している文化活動、生涯学習事業との連携・調整が必要です。 ●文化事業と観光事業との効果的な連携が必要です。 ●区の補助金で行う鑑賞型事業の見直しが必要です。 ②団体の経営改善を進め、特に人件費や外部委託費のコスト削減を図ることにより、区からの補助金や委託料を削減することが必要です。 ③新宿文化センターの舞台施設等の老朽化が進行しており、大規模改修が必要です。 ④指定管理者制度の移行にあわせ、収益力の増強と経費節減等を目指した経営改善が必要です。</p>					

【今後の取組み】

(1) 新たな団体と区の役割

- ①財団は、文化事業の実施主体として文化施策の地域展開を図るとともに、観光施策との連動を図ります。また、区民参画型・体験型事業を実施するとともに、多文化共生の仕掛けづくりを進めます。
- ②区は、文化事業・国際事業に関連する政策の立案・調整を行うことを基本とし、新宿文化センターの管理運営業務について、指定管理者制度を導入します。
- なお、区の文化行政（文化事業）は、事業を展開するうえで、拠点となる文化センターとは密接な部分があるため、その継続性の観点から、文化センターの管理運営業務と連携できるようにします。

(2) 事業領域の見直し（あり方の見直し）

- ①文化事業、国際交流事業ともに、環境変化を踏まえた積極的な施策・事業の見直しを進めていきます。
- ②財団の機能については、施設管理業務から次のような新たな業務に重点を移し、選択と集中による体質の強化を図れるよう支援していきます。
- ・鑑賞型事業から参加型、協働型事業への転換
 - ・地域文化・イベントのコーディネート
 - ・体験型催事の企画運営
 - ・区民参加型事業の企画運営
 - ・異文化交流事業、国際理解促進事業の実施

(3) 経営改善に向けた方策（補助金削減に向けて）

- ①財団は、区の文化事業施策を的確に継続実施することと同時に、コスト削減につながる外部委託費の見直しの取組みなどを進め、経営改善を図ります。
- ②ホール、会議室や展示室などの稼働率の向上を図ります。
- ③鑑賞型事業については、民間による事業の動向を踏まえると同時に、受益者負担の適正化の観点から見直しを図ります。
- ④経営効率を向上させるため、人事給与制度等の見直しを検討していきます。

2. 財団法人 新宿区生涯学習財団（生涯学習財団）

【現 状】

（1）団体の概要・目的

新宿区に在住・在勤する区民に対して、生涯の各時期にふさわしい学習（スポーツを含む）の機会を提供し、区民の自発的な参加と相互の交流を支援し、生涯学習社会の実現に寄与することを目的としています。

（2）事業内容

- ①生涯学習活動の推進・支援に関すること
- ②スポーツプログラムの提供
- ③文化財及び郷土資料の調査研究・保存及び普及啓発に関する事業
- ④新宿区総合文化祭、区民総合体育大会等
- ⑤総合体育館1・2号館、社会教育会館、新宿歴史博物館、屋外スポーツ施設、大久保スポーツプラザ、林芙美子記念館の管理運営に関すること
- ⑥学校施設開放事業 ⑦情報提供事業

（3）経営状況（14年度・15年度：単位％） 指標の解説はP2-46

事業収入の対計画比率	94.8	90.9	収益事業比率	9.5	6.7
受託事業の再委託度	75.8	74.7	受託事業比率	76.2	86.0
補助金収入依存度	18.3	18.5	事業収支比率	92.5	100.1

【経営状況の分析】

計画性としては、事業収入の対計画比率が低いが、それに応じて経費の圧縮傾向にあります。効率性としては、受託事業の大部分が外注され再委託度が高い状況です。経済性としては、平成15（2003）年度は事業収支比率が100%を超え、若干悪化しています。

（4）団体の課題

- ①新宿文化・国際交流財団との連携を図り、財団としての特性を活かした生涯学習事業のあり方の検討が必要です。
- 財団としての自主事業の拡大と自主財源の確保に向けた検討が必要です。
- ②公益性のある財団として、区の生涯学習振興に果たす役割を明確にし、十分に発揮させることが必要です。
- ③区民との協働を主軸とした「総合型地域スポーツ・文化クラブの創設」などの事業実施へ向け、これまでに蓄積したノウハウ等を活用して、コーディネーター機能と情報提供機能を発揮させることが必要です。
- ④指定管理者制度の移行にあわせ、収益力の増強と経費節減等を目指した経営改善が必要です。
- ⑤財団の経営改善を進め、特に人件費や外部委託費のコスト削減を図ることにより、区からの補助金を削減することが必要です。

【今後の取組み】
(1) 新たな団体と区の役割
<p>①財団は、生涯学習の推進主体として、生涯学習に関する多様な事業の実施、生涯学習諸団体への相談機能、体育協会等の法人との連携事業の推進などを中心に行います。</p> <p>②区は、生涯学習に関する政策の立案・調整の主体となり、スポーツ施設、社会教育会館、歴史博物館などへの指定管理者制度の導入を進めます。</p>
(2) 事業領域の見直し(あり方の見直し)
<p>区から事業を引き続き受託するほか、施設管理業務から次のような多面的な業務展開に重点を移し、選択と集中による体質の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民参加型事業の企画運営 ・ 財団の自主事業分野の拡大 ・ 総合型地域スポーツ・文化クラブの創設の支援 ・ 学校教育支援 (学校クラブ活動支援、スクールコーディネーターへの支援など) ・ 生涯学習諸団体との業務連携 ・ 区委託事業の実施
(3) 経営改善に向けた方策(補助金削減に向けて)
<p>①総合体育館については、大久保地区に近接して整備されている施設の機能重複を解消するため、1号館は個人利用に、2号館は区と区民団体等との協働事業展開の場に機能の重点化を図ります。</p> <p>②再委託する発注仕様の見直しや業者選定方法の改善、人材派遣等を活用した事務効率化の取組みなどを進め、区民団体等との協働による「生涯学習事業」の拠点施設となる2号館の指定管理者として財団が管理代行できるように経営改善していきます。</p> <p>③経営効率を向上させるための経営改善としては、人事給与制度等の見直しも検討していきます。</p>

3. 社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会(社会福祉協議会)

【現 状】

(1) 団体の概要・目的

新宿区における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 事業内容

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④上記の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥共同募金事業への協力、⑦応急小口資金の貸付
- ⑧居宅介護等事業の受託、⑨在宅福祉サービス事業の推進
- ⑩高齢者のための資産活用事業、⑪資産管理・保全事業
- ⑫福祉サービス利用援助事業、⑬ファミリー・サポート・センター事業
- ⑭高齢者無料職業紹介及び就業支援事業
- ⑮その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 経営状況(14年度・15年度：単位%) 指標の解説はP2-46

事業収入の対計画比率	78.3	76.6	収益事業比率	0	0
受託事業の再委託度	0	0	受託事業比率	9.2	5.9
補助金収入依存度	55.5	69.9	事業収支比率	99.4	100

【経営状況の分析】

計画性としては、区からの経常経費補助金の割合が大きく、事業収入の対計画比率は低いが、それに応じて経費の圧縮傾向にあります。効率性としては、民間会社の考え方と比較すると人件費水準は高いが、担当する事業を考慮すると一概に比較できません。経済性としては、収支合い償うレベルです。

(4) 団体の課題

- ①これまで区の福祉部局と一体的に業務を展開してきたため、民間団体でありながら公的な性格を持っています。業務を効率的・効果的に実施するためには、区との連携を重視しつつも、社会福祉協議会としての自立性を高めるとともに、権限の明確化及び強化が必要です。
- ②理事会、評議員会の活性化を図ることが望まれます。
- ③民間の団体でありながら公的な性格を持っているため、他の団体との役割分担をさらに明確にする必要があります。

【今後の取組み】
(1) 新たな団体と区の役割
<p>①協議会は、NPOなどの社会資源の発掘、育成、組織化を図り、コミュニティサービスの提供を行うとともに、民間（自治会、ボランティア等）と行政の間をつなぐ中間支援組織としての機能を強化します。</p> <p>②区は、福祉分野に関する政策の立案・調整を行うことを基本とし、地域文化部との緊密な連携を図ります。</p>
(2) 事業領域の見直し（あり方の見直し）
<p>①委託事業と自主事業との連携により、効果が認められるもの以外（高年齢者就業支援事業等）は、業務のあり方や実施の是非を含めた検討を進めます。</p> <p>②住民の主体的な地域活動を支援するとともに、従来の福祉の概念が変質してきている中で、地域課題のテーマとなる「安全安心ニーズ」や「生活支援ニーズ」等を満たす事業の開発を進めていきます。</p> <p>③協議会が直接のサービス提供主体となっている部分について、できるだけ民間事業者や地域団体との役割分担を進めます。</p> <p>④住民の福祉活動への参加の促進や、福祉NPOなどの育成に努めるとともに、地域福祉活動への住民参加を援助する協議会の人材を育成し、協議会会員の拡充が図れるように支援します。</p>
(3) 経営改善に向けた方策
<p>①中期の経営基本方針・経営計画（権限の明確化・強化を明記したもの）を作成し、業務実施の成果を対外的（行政、区民、区内の社会福祉法人等）にアピールできるよう、事業評価、進行管理、情報公開の仕組みを導入します。</p> <p>②協議会の対象業務の領域は幅が広く、全てを協議会自らが行おうとすれば、際限なく業務量が拡大します。協議会は、「コーディネート役」に徹するとともに、地域力そのものを高める支援に重点をおきます。</p> <p>③区との関係とともにNPO団体や他の社会福祉法人との関係を踏まえる中で、自主的運営ができるように人事給与制度等の見直しを検討していきます。</p>

4. 社団法人 新宿区シルバー人材センター（シルバー人材センター）

【現 状】

（１）団体の概要・目的

一般雇用に馴染まないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

（２）事業内容

- ①就業機会の開拓及び提供
- ②情報の収集及び提供
- ③相談
- ④調査研究
- ⑤研修等の実施
- ⑥作品の製作
- ⑦その他

（３）経営状況（14年度・15年度：単位％） 指標の解説はP2-46

事業収入の対計画比率	107.5	114.2	収益事業比率	96.9	97.0
受託事業の再委託度	98.9	98.9	受託事業比率	96.9	97.0
補助金収入依存度	13.1	11.5	事業収支比率	100	99.5

【経営状況の分析】

計画性としては、事業収入が計画値を上回る傾向にあります。効率性は、事業収入の伸びが人件費の伸びを上回っています。なお、受託事業は行政や企業からの仕事の受注を意味しているため、他の団体の受託事業とは内容が異なり、経済性としては、15年度は14年度と比較し、やや改善されています。

（４）団体の課題

- ①小規模組織であるため、組織の活性化や職員の資質向上など、現在の事務局体制の強化が必要です。
- ②より効率的効果的な運営を行うため、職員の意識改革や動機付けとなる人事システムの検討が必要です。
- ③会員増に対応するための業務受注の確保と新たな分野の開拓が必要です。

【今後の取組み】
(1) 新たな団体と区の役割
<p>①センターは、常時就業が困難な高齢者の就業支援を行うことを基本とします。 ただし、これまでの就業支援では、需要と供給のミスマッチを解消するには限界があるため、対象者への就業技術の向上支援、就業機会の提供を重視します。また、事務職などを含めた様々な経歴を持つ高齢者の増加に伴い、業務の拡大や開拓を行います。</p> <p>②国は高齢者の就業を促進するため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」や「地方自治法施行令」の改正を行ってきました。 区は、国の法律改正等の動向を見守りながら、引き続き、社会福祉協議会との関係について検討を進めます。</p>
(2) 事業領域の見直し(あり方の見直し)
<p>①今後の事業領域としては、事務職などを含めた様々な経歴を持つ高齢者にあった業務の開拓・拡大を図ります。</p> <p>②会員自身による就業開拓を促すための側面支援を行うとともに、NPOとの役割分担についても検討します。</p>
(3) 経営改善に向けた方策(補助金削減に向けて)
<p>①業務目的として重要なことは、需要に合った業務の開拓です。限られた人員体制で、これを実現するため、職員の給与体系に就業開拓の誘因(インセンティブ)を付与できるような給与体系の見直しを支援します。</p> <p>②職員のスキルの向上、意識啓発を目的に、他の先進事例を見学する等の研修制度の充実を支援します。</p> <p>③会員制の組織であることから、その本来的な趣旨に立ち返り、会員の自主的、主体的な活動と能力育成を促進できるよう支援していきます。</p> <p>④会員が増加している中で、受注量が伸びないという需給バランスの悪化に対処していくために、新たな就業先の開拓、社会福祉協議会の高年齢者無料職業紹介事業(新宿わく☆ワーク)との連携を進めます。</p> <p>⑤他の外郭団体との人事交流などにより組織の活性化を図ります。</p>

5. 財団法人 新宿区勤労者福祉サービスセンター(勤労者福祉サービスセンター)

【現 状】

(1) 団体の概要・目的

新宿区の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び新宿区以外の中小企業に勤務する勤労者で、勤務地に「ぱる新宿」と同種の団体の区民に対して総合的な勤労者福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の充実を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

(2) 事業内容

- ①中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- ②中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- ③中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等の事業
- ④中小企業勤労者福祉事業
- ⑤東京都及び区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業
- ⑥区から受託する勤労福祉会館の管理運営に関する事業
(平成14(2002)年度末をもって廃止)
- ⑦その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 経営状況(14年度・15年度:単位%) 指標の解説はP2-46

事業収入の対計画比率	95.7	83.1	収益事業比率	0	0
受託事業の再委託度	0	0	受託事業比率	0	0
補助金収入依存度	47.0	32.0	事業収支比率	97.4	104.0

【経営状況の分析】

計画性としては、事業収入の計画値が未達成の傾向にあり、健全性・財務安全性は収支比率の悪化等から今後見守る必要があります。効率性としては、人件費の対収入比率から大きな変化は見られません。経済性としては、事業収支比率が100%を超え悪化しています。原因としては、事業費の削減が不十分ではないかと考えられます。

(4) 団体の課題

- ①中小企業の従業員の中での加入率は低く、加入率を拡大する余地はあるものの会員数は伸び悩んでいる状況です。会員数の拡大を図り、会費収入を増やすとともに、よりスケールメリットを生かした事業展開する必要があります。
- ②会員によるサービスの利用状況などの反応を見て事業の改善を継続的にを行い、会員の要望に沿った魅力ある事業を実施することにより、中小企業勤労者の福利厚生の実質をさらに推進する必要があります。
- ③経営の効率化を図り、支出を抑制すると同時に各事業の費用対効果を高めることにより財政基盤の安定を図る必要があります。
- ④国からの補助金の削減等が見込まれているため、サービスの質は維持しつつも、より自立した事業実施体制の構築が必要です。

【今後の取組み】
(1) 新たな団体と区の役割
センターの役割としては、基本的に変化ありませんが、新たな展開として、事業領域の拡大、団体の広域化などの選択肢があります。
(2) 事業領域の見直し (あり方の見直し)
<ul style="list-style-type: none"> ①現在の事業メニューのうち、需要の低下が見受けられるもの、民間と競合するものについては原則廃止し、フルメニューの発想を転換し事業の絞込みを検討します。 ②会員の嗜好性・ニーズの変化に対応した事業領域の見直しを進めます。
(3) 経営改善に向けた方策 (補助金削減に向けて)
<ul style="list-style-type: none"> ①健康や研修のニーズが高いなど、会員の利用状況、利用意向を踏まえ、事業メニュー (特に自己啓発・余暇活動関連の補助事業) の見直しを行います。 ②会員のニーズに即した事業をコンスタントに実施していきます。 ③財団経営の自主性を高めるためには、会員数拡大による会費収入の確保が前提となりますので、新規の会員加入のための販売促進の広告宣伝等のプル戦略、事業所・団体訪問等のプッシュ戦略を強化できるようにします。 ④現在の事業メニューの中で、利用が減っているものや、民間サービスと競合するもの等については事業の見直しや経費の節減などに取組みます。 ⑤経営体制の確立とともに、職員の企画力を高め、魅力ある事業を充実させることにより、会員の拡大や収益力の向上に繋がられるようにしていきます。 ⑥スケールメリットを活かしてコストダウンが図れるように、他団体との共同事業化なども検討します。

6. 社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団(社会福祉事業団)

【現 状】

(1) 団体の概要・目的

多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、利用者が自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。

※平成 16 (2004) 年 12 月に定款を変更しました。

(2) 事業内容

- ①第一種及び第二種社会福祉事業の受託経営
- ②特別養護老人ホーム他 6 施設
- ③ことぶき館等 5 所の福祉施設の受託 (公益事業)

(3) 経営状況 (14 年度・15 年度：単位%) 指標の解説は P 2 - 46

事業収入の対計画比率	107.5	109.0	収益事業比率	
受託事業の再委託度	24.6	22.2	受託事業比率	
補助金収入依存度	44.8	34.9	事業収支比率	100.6 99.7

【経営状況の分析】

計画性としては、事業収入の計画を達成し、費用は未達成の傾向にあります。しかし、区への返納により収支バランスは取れています。経営の健全性・財務安全性としては、収入が減少した場合に資金繰りが圧迫されます。今後、自立化に向けて、財政基盤の充実が必要です。効率性としては、収入の増加と外部委託費の減少により向上していますが、人件費の削減が必要となります。対収入比率から大きな変化は見られません。経済性としては、事業収支比率が若干改善されています。

(4) 団体の課題

区からの補助金を受けずに、事業収入で賄える経営体質としていくことです。そのために、平成 16 (2004) 年 3 月に区と共同でまとめた、平成 18 (2006) 年度までに自主経営化する道筋を示す「平成 15 年度特養等経営改善検討委員会検討報告書」と、法人としてまとめた「自主経営化緊急経営改善計画」を着実に推進していくことが必要です。

【今後の取組み】
(1) 新たな団体と区の役割
<p>①介護分野における多様な事業主体の参入に対応するため、事業団は介護保険事業を担う一事業者としての役割を強く打ち出します。また、これまで実施してきた経営効率の低い事業を見直し、経営の効率化を図ります。</p> <p>②区は、団体に委託してきた経営効率の低い事業を受け入れ、他の主体への切り替えを図ります。</p>
(2) 事業領域の見直し(あり方の見直し)
<p>団体の新たな組織の目的や役割の転換を受け、介護保険事業を実施する主体として自主的、自立的な経営を行うとともに、地域サービスの充実に向けた多様な事業を推進します。</p>
(3) 経営改善に向けた方策(補助金削減に向けて)
<p>①平成 17 (2005) 年度から原則として、法人の自主事業化を行います。</p> <p>②従前の委託料・補助金を廃し、経営改善計画に沿い、経過措置として平成 17 (2005) 年度のみ補助金を支出します。</p>

7. 新宿区障害者就労福祉センター（障害者就労福祉センター）

【現 状】

（1）団体の概要・目的

- I 障害者の障害の程度、能力及び適性に応じた多様な就労の場と機会を創出し、提供する。
- II 障害者が就労を通して社会参加することで社会に貢献したいという希望を充足できるように支援する。
- III 障害者の「働く場」を創出し、働くことを通して社会的に自立することに寄与する。以上を目的としています。

（2）事業内容

- ①受託事業
- ②福祉ショップ事業
- ③リサイクル関連事業
- ④新宿リサイクル活動センター管理運営受託
- ⑤障害者就労支援事業
- ⑥企業離職者等障害者就労支援事業

（3）経営状況（14年度・15年度：単位%） 指標の解説はP2-46

事業収入の対計画比率	104.9	98.6	収益事業比率	
受託事業の再委託度	25.0	24.8	受託事業比率	76.4 79.6
補助金収入依存度	24.0	24.5	事業収支比率	96.1 99.8

【経営状況の分析】

計画性としては、ほぼ計画通りに運営されています。健全性・財務安全性としては、財政基盤の充実が必要と思われます。効率性としては、大きな変化はありません。経済性としては、やや悪化しています。受託事業比率が高くなっているが、障害者就労センターでの受託事業が区や企業、区民からの業務委託のため、再委託度は低くなっています。

（4）団体の課題

- ①団体の法人化による組織整備を進めることが必要です。ただし、法人化することで支援費制度の枠組みに入り、経営の安定化が図られる反面、横断的で柔軟な活動のメリットが減少する懸念も想定されます。
- ②指定管理者制度への移行に備え、より効率性を高め競争力をつけて、一般の社会福祉法人等との競争に耐えうるレベルの経営を目指す必要があります。
- ③区内の作業所の受注力、就職支援技術を補完する役割も果たしており、当初の設立目的よりも事業領域が拡大しており、機能の充実が求められています。

【今後の取組み】
(1) 新たな団体と区の役割
<p>①センターは、区の支援を受けつつ社会福祉法人に転換し、他の社会福祉法人と対等に競争できる環境の整備を図ります。また、障害者の就労支援の中核的施設として区内作業所に対し技術面、営業面等の支援を行うとともに、中軽度の中途障害者に加えて重度障害者の受け入れも行い、機能維持・向上を図ります。</p> <p>②区は、センターを社会福祉法人に転換するための支援を行い、あわせて、成果向上への誘因（インセンティブ）等を付与するための仕組みの確立・導入を図り、他の社会福祉法人と対等に競争できる環境の整備を行います。</p>
(2) 事業領域の見直し（あり方の見直し）
<p>①正規職員4人の小規模団体として、事業も限定的であるため、施策・事業の見直しは困難です。施策・事業の効率的な実施の観点からは、事務のアウトソーシングによる効率化を進めるなど、現場の事務の負担軽減化を検討します。</p>
(3) 経営改善に向けた方策（補助金削減に向けて）
<p>①少数の常勤職員による多様な事業展開は、小回りが効く経営として効率性を評価できる一方、事業運営の不安定要素となっていますので、今後、法内事業所（作業所）を整備し、法人化の要件を確保して、組織強化を図ります。</p> <p>②現在、管理受託しているリサイクル活動センターの指定管理者制度への移行に備え、より効率性を高められるように経営力の強化を支援します。</p> <p>③団体の職員数も絞られていることから、更なるコスト圧縮は難しいため、就業斡旋等の事業を拡大する中で、収支の改善を図れるよう支援します。</p>

※ (3)「経営状況」の表中で使用する経営指標の解説

- 事業収入の対計画比率： 事業収入の予算に対する実績の比率(%)、100%であれば予算通りに実績が達成されたことになる。民間企業では通常 100%から大きく乖離するのが通常であるが、補助金収入が大半を占める公益法人などでは、予算に実績を合わせる傾向にあるために、100%から大きく乖離することはあまりない。
- 収益事業比率： 全事業費に占める収益事業費の比率(%)、収益事業がない場合には、0となる。通常はゼロであるが、設備管理受託事業を行っている場合に発生する。
- 受託事業の再委託度： 受託事業費に占める外部委託費用の比率(%)。受託事業がない場合、あるいは受託事業があっても再委託がない場合には0となる。
- 受託事業比率： 区の事業を受託する時にその事業を受託事業とし、事業費に占める受託事業費の比率(%)。受託事業がない場合には0となる。
- 補助金収入依存度： 収入合計に占める、補助事業に対する補助金の比率(%)、売上高の推移と合せてみると、新宿区社会福祉事業団のように、平成14(2002)年度と比較すると、平成15(2003)年度では補助金依存度を減少させるとともに売上高(事業収入)を反対に増加させている例を見ることができる。(なお、勤労者福祉サービスセンターの補助金収入依存度の平成14(2002)年度に比べての減少は受託事業の廃止による影響である。)
- 事業収支比率： 収入合計に対する支出合計の比率(%)。収入よりも支出が多いと100%を超えることになり、前期繰越金を取り崩すことになる。多くの外郭団体では収入が補助金、受託収入により安定しているために、収入に合わせて支出することが可能なため、100%から大きく乖離することはない。

VI 主要な改革項目

1 行政の体質改善

(1) 迅速かつ的確に対応できる行政の意思決定システムの構築

(企画政策部)

事業名・項目名：行政評価制度の改善			
事業の概要と課題			
<p>平成11(1999)年度から行政評価制度を導入し、基本計画などの策定時には、当該計画事業を施策と事業の両面から評価しています。今回の第四次実施計画の策定についても、第三次実施計画事業の評価を行ったほか、平成16(2004)年度から財務会計・文書管理システムの中で行政評価システムを稼働しています。</p> <p>これまでも、評価指標や評価シートの見直し検討を進めてきましたが、さらに区民や専門家による外部評価や行政運営に反映させるシステム、事務処理負担の軽減などが求められています。</p>			
行財政改革としての視点		改革の目標	
<p>公共サービスのあり方を見直していく中で、区がやるべき事業の精査及び優先度・重点度を評価し、その結果が事業に反映するとともに、区民にも分かりやすい評価手法の改善を図ります。また、行政評価と事業別行政コスト計算・分析との連携を検討します。</p>		<p>行政運営の意思決定サイクル(企画 実施 評価 改革 企画)の中に、さらに効果的な活用が図れる制度とします。</p> <p>区民への区政情報の提供ツール(手段)として、わかりやすい評価制度とします。</p> <p>評価シートの簡素化など事務処理負担を軽減化します。</p>	
現況(実績見込)	3か年の取組み内容と効果		
平成16年度	17年度	18年度	19年度
<p>第四次実施計画の策定にあたって、第三次実施計画事業を評価し、休・廃止事業及び新規事業を選定した。</p>	<p>取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の重要項目事業についての評価 ・行政評価制度の検討(評価シートや指標の見直し、外部評価の仕組みの検討など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価制度の検証(新たな評価シートや指標の検証、外部評価の仕組みの具体的な検討など) 	<p>新たな行政評価制度導入</p>
	<p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点項目事業の行政評価による改善 ・区民へのわかりやすい情報の提供 	-	<p>次期基本計画及び次期実施計画策定時に活用する。</p>

(2) 住民自治の拡充に向けた、区民参画システムの構築

(企画政策部)

事業名・項目名：予算編成過程の情報公開の推進				
事業の概要と課題				
<p>予算案の公表については、翌年度の「予算（案）の概要」（小冊子）を作成し、予算の編成方針、予算の規模、主要事業の内容等を、区民の方に分かりやすく情報提供しています。</p> <p>予算編成における要求から査定に至る過程を、情報提供する仕組みを新たに整備することも課題となっています。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>予算編成過程の透明性を高め、積極的な情報提供を図るため、これまでの予算案の公表（「予算（案）の概要」の作成）に加え、予算の要求段階から確定に至るまでの情報提供の仕組みを構築します。</p>		<p>区の主要な事業の予算要求段階の概要及び査定の内容・考え方を、区ホームページ等で情報公開します。</p>		
現況（実績見込）	3か年の取組み内容と効果			
平成16年度		17年度	18年度	19年度
<p>「広報しんじゅく（11月25日号）」及び区ホームページでの予算概要の公表（試行）</p> <p>予算（案）の概要の発行</p>	取組み	・公表方法の改善、実施	同左	同左
	効果	予算編成過程の透明性確保	同左	同左

(3) 職員の意識改革と人材の育成

(総務部)

事業名・項目名：職員の意識改革と人材育成			
事業の概要と課題			
<p>行政の体質改善を進めるためには、職員の意識改革と人材育成が必要です。そのために、区では、「新宿区職員人材育成基本方針 平成12(2000)年10月」、「職員マナーブック 平成15(2003)年1月」を策定し、実践に取り組んでいます。これらの取組みをさらに徹底させ、区民満足度の高い区政運営の実現を図ります。</p>			
行財政改革としての視点		改革の目標	
<p>職員個々の能力アップとともに組織の総合力として、能力を発揮できる柔軟で機動力のある体制を目指します。 職員は区民とともに地域をつくる区政運営上のパートナーであることを自覚し、職務の専門性や使命感を高めるように努めます。</p>		<p>管理監督者のマネジメント能力向上のため、民間研修機関への派遣研修等を実施します。 職員の専門性の向上のため、複線型人事制度の検討や基礎的能力の育成に努めます。 あらゆる職場に政策形成能力やIT能力の高い職員の配置を目指すとともに、自己啓発を促します。</p>	
現況(実績見込)	3か年の取組み内容と効果		
平成16年度	17年度	18年度	19年度
<p>・新宿区研修実施計画(毎年度)の策定 ・政策法務研修、IT研修、大学院公共経営科受講助成、危機管理研修などの実施</p>	<p>管理職マネジメント能力向上の研修促進 「職員マナーブック」の更新・実践 目標管理型人材育成の実施 自己啓発の拡充</p>	<p>実践的な研修計画の改善 検討 「職員マナーブック」の実践</p>	同左
	<p>効果</p>	<p>職員の能力育成による、区民サービスの向上</p>	同左

事業名・項目名：窓口サービスと利便性の向上				
事業の概要と課題				
<p>区役所や特別出張所などの一部の業務に関しては、火曜日（午後7時まで）の窓口延長を実施しています。さらに、区役所や地域センター併設の特別出張所では、電話予約による住民票の写し・印鑑証明書の夜間・休日サービスを実施しています。</p> <p>このように、窓口サービスと利便性の向上には、これまでも取組みを続けてきましたが、区民の声委員会などからは、さらなる取組みの必要性が提言されています。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>今後さらに、多種多様な区民の生活スタイルにも対応できるような区役所や特別出張所などの窓口サービスのあり方を検討していきます。また、窓口改善の検討に際しては、区民から寄せられたご意見ご要望を庁内で共有化し、総合的な視点で取組みます。</p>		<p>区税や国民健康保険料などの支払いに関して、新たにコンビニと連携します。 案内表示・掲示物の改善を進めます。 窓口サービスについての区民要望の把握と総合的検討を行います。 情報技術を活用した情報提供の充実を図ります。</p>		
現況（実績見込）		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
区役所や特別出張所などの一部の業務に関する、火曜日（午後7時まで）の窓口延長	取組み	<p>コンビニでの納付システム検討 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービスについての区民意見・要望の調査</p>	<p>コンビニでの国民健康保険料及び軽自動車税の納付開始 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービス改善の総合的な検討と実施</p>	<p>コンビニでの国民健康保険料及び軽自動車税の納付推進並びに区民税（普通徴収）の納付開始 案内表示の総合的な改善検討と実施 窓口サービス改善の総合的な検討と実施</p>
	効果	<p>多種多様な区民の生活スタイルへの対応と窓口改善</p>	同左	同左

(4) 事業の効率化と、区組織の合理化

(企画政策部)

事業名・項目名：補助金の見直し			
<p>事業の概要と課題</p> <p>地方分権の時代を迎え、行政と区民や地域団体、NPO、企業などがそれぞれの特性を認め合い、手を携えて支えあう「協働」が求められています。補助金は地域で暮らす区民の自主的、積極的な活動を促し、かつ区の施策推進に役立つものにするともに、交付した補助金の効果を検証できるように、補助金のあり方を見直す必要があります。</p> <p>平成15(2003)年度新宿区補助金等検討委員会は、現在の新宿区の補助金制度の問題点として9項目を指摘し、今後の補助金制度として6項目を提言しています。</p> <p>現在の新宿区の補助金制度の問題点 目的の妥当性、 補助対象の妥当性、 使途が不明確、 類似した補助金、 補助金交付決定のプロセス、 基準が不統一、 補助の期間、 効果の検証、 新規への対応</p> <p>提言内容 現在ある補助金の見直し 平成16(2004)年度をもって現在ある補助金をいったん白紙に戻し、平成17(2005)年度から新しい制度に移行する。 公募による補助金制度の新設 区民の生活や経験に根ざしたアイデアの競い合いを引き出せるような制度とすべきである。 重点施策推進のための補助金について 区民福祉の向上のために各種の重点施策を推進するため、補助金は重要な手段である。 一定期間ごとの補助事業の見直し 3年程度を目途に、見直しを行うことを制度化すること。 第三者機関の設置 補助対象事業を審査する「補助金等審査委員会(仮称)」を設置する。 情報の公開と提供について</p> <p>平成16(2004)年度新宿区補助金等審査委員会は、次の3点を現在審議し、平成17(2005)年3月に意見書を出す予定です。 公募による補助金制度に関する事項 既存の区単独補助金の見直しに関する事項 その他補助金等の適正な交付のために必要な事項</p>			
行財政改革としての視点		改革の目標	
<p>国制度に基づく補助金を除いた区単独補助金については全て見直しを行います。 区民が企画する区民福祉の向上、地域の活性化に寄与する事業活動に対する公募制補助金制度を創設します。</p>		<p>提言や意見書に沿って、早期に見直しを図ります。 団体の運営に関する助成については、原則廃止します。 事業助成については、一定期間を目途に、見直しを行うことを原則制度化します。 公募による補助金制度を新設します。</p>	
現況(実績見込)	3か年の取組み内容と効果		
平成16年度	17年度	18年度	19年度
<p>補助金等検討委員会の提言を踏まえ、区の単独補助金について、補助金等審査委員会を設置し、必要性やあり方について原点に戻って見直しを行い、協働の時代にあった補助金制度として再構築するよう、見直しに向けた審査をすすめています。</p>	<p>取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体運営に関する補助金の廃止 ・事業助成の検証 ・公募補助金の制度の研究と、モデル事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業助成の検証 ・公募補助金制度の本格実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業助成の見直し
	<p>効果</p>	<p>公募制補助金制度により、区民の生活や経験に根ざしたアイデアの競い合いを引き出せる</p>	

事業名・項目名：情報処理業務の外注化による専門性の活用			
事業の概要と課題			
<p>従来からのホストコンピュータによる業務処理に加え、各課で使用しているクライアント/サーバとホストとのデータ連携、電子自治体の推進に伴うインターネット・イントラネットシステムなど、区の運用するシステム全体を分析検討し、最良・最適な形態の外注化を検討・実施します。</p> <p>情報処理業務が単純なホスト処理業務から複雑なシステム運用業務に転換している中でセキュリティを強化し、IT技術の急速な進展等への対応が必要です。また経験や専門知識を持つ職員の育成と、長期的な視点での職員配置、費用対効果、最新技術の効果的な導入等も検討すべき課題です。</p>			
行財政改革としての視点		改革の目標	
<p>中長期的にみて高い費用対効果が得られること、業者の持つ最新の技術を効果的に導入できること、高い情報セキュリティを確保できること等の観点から、共同外部委託も含め、最も効果的な業務委託の形態を検討し、課題の解決を図ります。</p>		<p>オペレーション業務のみの委託から情報システムに係る機器、運用等の全ての委託まで、様々な形式の業務委託の検討します。</p> <p>中長期的な高い費用対効果の実現を図ります。</p> <p>最新の技術の効果的な導入、高いレベルの情報セキュリティを確保します。</p> <p>全体経費の削減と、情報政策機能の充実を図ります。</p>	
現況（実績見込）		3か年の取組み内容と効果	
平成16年度		17年度	18年度
<p>システムのサーバ化、インターネット等のIT技術や共同アウトソーシングの進展等、新たな流れを十分見極めて、最も効果の高いアウトソーシングを実現すべく、調査・検討を進めています。</p>	取組み	様々な形式の業務委託についての調査・検討	同左
	効果		
			業務委託についての具体的な調査・検討
			最新の技術の効果的な導入、高いレベルの情報セキュリティの確保

事業名・項目名：児童館・児童指導業務の委託等によるサービスの拡大

■事業の概要と課題

児童センター（1か所）・こども館（2か所）・児童館（18か所）では、遊びの指導、行事、子育てに関する相談や地域との調整、学童クラブ事業を行っています。また、児童センター・こども館では、児童指導業務委託により、土日祝日の児童指導や日祝日の学童クラブ、時間延長等のサービスの拡大を行うとともに、相談や地域調整を専門に担当する職員により、地域に根ざした子育て支援を行っています。このほか、民間学童クラブの運営費を助成しています。

課題として、直営児童館では、利用対象（乳幼児親子・一般児童・学童クラブ児童）事業毎のサービス必要量に見合った、勤務時間及び職員配置ができないこと、土日祝日の児童指導及び時間延長など、新たな利用者ニーズに対する柔軟なサービス提供が困難となっていること、保護者等より、児童の安全確保や学校との連絡・連携体制に対する要望があり、児童館・学童クラブの学校内への併設が望まれていることなどがあげられます。

行財政改革としての視点	改革の目標
学童クラブ児童等の安全確保、土日祝日の指導業務実施、時間延長等の区民要望による課題に応えるため、効果的、かつ、効率的な事業形態により事業を実施し、サービスの拡大を行い、地域特性に合った児童館・学童クラブ事業を展開します。	こども館設置にむけての調査検討をします。 大規模学童クラブを解消するため、学校内学童クラブ等の事業を実施します。 上記2項目が難しい場合で、学童クラブ需要が多い地区に、民間学童クラブを誘導を図ります。

現況（実績見込）		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
・児童指導業務委託によるサービスの拡大等 土日指導業務実施3か所 学童クラブ時間延長実施3か所 中高生時間延長1か所 児童指導削減10名 ・民間学童クラブ助成1か所	取組み	学校内学童クラブ実施1か所 民間学童クラブへの支援助成開始1か所	民間学童クラブへの支援助成開始1か所	学校内学童クラブ実施1か所 民間学童クラブへの支援助成開始1か所
	効果	学童クラブ定員20増 大規模学童クラブの解消1か所 土日祝日の指導業務開始1か所 学童クラブ時間延長開始1か所		学童クラブ定員増 大規模学童クラブの解消1か所 土日祝日の指導業務開始1か所 学童クラブ時間延長開始1か所

(福祉部)

事業名・項目名：保育所の定員及び配置の適正化による保育サービスの向上及び運営の効率化				
事業の概要と課題				
<p>区立下落合保育園を私立の認可保育園として建替え、定員の拡大と新たな保育サービスを提供することで待機児童の解消と多様な保育需要に対応していきます。</p> <p>下落合保育園《昭和37(1962)年開設》は、施設の老朽化が進み、また0歳児保育や延長保育等を未実施のため、地域の保育需要に応えることが出来ず、近隣の保育園で待機児童が多く発生しています。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>老朽化施設かつ地域の保育需要に対応できない区立保育園を、私立認可保育園として建替え、定員の拡大と新たな保育サービスを提供する。</p> <p>民営化を原則として、運営の見直しや配置・規模等の適正化を進め、サービスの向上と効率化を図ります。</p>		<p>在宅保育児及び保護者に対する子育て支援サービスが受けられるよう、地域の児童福祉パブリックセンターを目指します。</p> <p>放課後の居場所づくりとして、地域になかった学童クラブ事業を民間で実施します。</p> <p>待機児童の解消と多様な保育需要を私立保育園に建替えることで対応するとともに、経費の効率化を図ります。費用削減効果100百万円(同規模公立園との比較想定)</p>		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度	取組み	17年度	18年度	19年度
<p>下落合周辺の保育園待機児童数10人(12月1日現在)</p> <p>下落合周辺の学童クラブ児童数(落合第四小学校分)22人(4月1日現在)</p>		新園建設工事	新園建設工事	私立新園1園開設
	効果	定員の拡大と多様な保育サービスの提供		<p>子育て支援サービスや多様な保育サービスの提供</p> <p>新保育園の定数拡大分28名</p> <p>民間学童クラブ35名</p>

(教育委員会)

事業名・項目名：学校給食調理業務の民間委託				
事業の概要と課題				
<p>区職員による学校給食調理業務を民間事業者へ委託することについて、推進していきます。</p> <p>給食の運営については、地域の実情等に応じた適切な方法により、運営の合理化を推進するよう方針が示されています。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>給食調理業務の民間委託の推進あたっては、区職員による給食内容と同等以上のサービス向上を目指すとともに、経費の節減に努めます。</p>		<p>給食調理業務を民間委託した各学校に、学校給食運営協議会を設立し、民間調理業務の検証を行います。</p> <p>給食調理業務の民間事業者への委託校には、学校栄養士を配置します。また、区採用の学校栄養士の配置も検討します。</p>		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度	取組み	17年度	18年度	19年度
<p>小学校4校、中学校2校で実施</p>		<p>施設2か所での実施</p> <p>改善検証</p> <p>・仕様チェック、成績評定による評価</p>	同左	<p>施設2か所での実施</p> <p>改善検証に基づき委託の拡充</p>
	効果	委託化による人件費の削減		同左

(福祉部)

事業名・項目名：保育園用務業務の見直し				
事業の概要と課題				
保育園の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。				
行財政改革としての視点		改革の目標		
用務業務を順次民間委託化することなどにより、経費の効率化を図ります。		用務業務の定期的な検討を行い、仕様などの改善を図ります。 正規職員では不可能である11時間勤務対応を図ります。 業務の効率化と経費の削減を図ります。 3年間の削減効果23百万円 (対平成16(2004)年度想定)		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
27園中 用務業務委託8園 再任用等7園 人件費関係127百万円	取組み	用務業務職員の退職不補充	用務業務職員の退職不補充	用務業務職員の退職不補充
	効果	5百万円 (対平成16(2004)年度想定)	2百万円 (対平成16(2004)年度想定)	16百万円 (対平成16(2004)年度想定)

(福祉部)

事業名・項目名：児童館・ことぶき館用務業務の見直し				
事業の概要と課題				
児童館・ことぶき館の用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替えます。				
行財政改革としての視点		改革の目標		
用務業務を順次民間委託化することなどにより、経費の効率化を図ります。		退職者を不補充のうえで、用務業務を民間事業者により実施し、業務の効果、効率性の向上を図ります。 3年間の削減効果22百万円 (対平成16(2004)年度想定)		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
21館中 用務業務等委託12館 再任用等1館 人件費関係78百万円	取組み	用務業務職員の退職不補充	用務業務職員の退職不補充	用務業務職員の退職不補充
	効果		3百万円 (対平成16(2004)年度想定)	19百万円 (対平成16(2004)年度想定)

事業名・項目名：印刷物、行政資料、有償刊行物の取扱基準の設定				
事業の概要と課題				
<p>区の印刷物など適正な発行と活用、行政資料の取扱、有償刊行物の取扱について定めています。 インターネットの普及に伴い、区の最新情報を情報量に制限無く提供することが可能になり、区の作成する印刷物などの数量、形状、発行時期などの作成目的ごとの適正な取扱基準を再構築していく必要があります。また、区民への区政情報の提供を向上させるために、資料の提供方法、資料の登録及び整理について見直し、併せて、広告収入の確保を図る必要があります。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
印刷物の適正な取扱と行政資料としての取扱を精査し、印刷経費の削減、広告収入の確保、行政資料の効率的利用、紙資源の減量化などを図ります。		<p>作成目的別の発行数や形状、発行時期など、印刷物の定義を見直します。 区民の利便性を高め、分かりやすい資料体系とするため行政資料のあり方を見直します。 適正なコストによる頒布制度とする印刷物に対する費用負担の考え方を見直します。 広告収入の確保を図ります。 過去5年間の資料等のデータ化、印刷物経費5%減、行政資料の適正分類化を図ります。 3年間の削減効果4百万円 (対平成16(2004)年度想定)</p>		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
<p>入札対象とした印刷(130万円以上)は、28件(97百万円) 【15年度実績】 このほか、各調査業務委託に付随する報告書や随意契約による印刷物などがあります。</p>	取組み	各所管課での印刷物数量等、HPでの公開状況の調査	有償・無償資料の分類検討、行政資料の見直し検討	要綱等の見直しに基づく資料整理
	効果	印刷経費と印刷量の分析、紙資源の減量化	印刷物経費2%減 行政資料の適正分類化	印刷物経費3%減 行政資料の適正分類化

2 公共サービスのあり方の見直し

(1) 公共サービス提供体制の見直し

(企画政策部)

事業名・項目名：受益者負担の見直し			
事業の概要と課題			
<p>行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、区税等の収入を基本としますが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者に限ってサービスを受けるような場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求める必要があります。</p> <p>区では、平成12(2000)年度に「受益者負担の適正化」についての区内組織の検討結果に基づき、サービス内容や区施設の性質・機能ごとに4象限(必需的・選択的・市場的・非市場的)にサービス分類した上で、施設使用の有料化及び使用料の改定などを行いました。</p> <p>また、幼稚園の保育料については、平成12(2000)年度に23区平均程度までの引き上げ改定を行い(入園料は据置き)、保育園の保育料についても平成12(2000)年度に改定を行いました。</p> <p>施設の統廃合化などを進めていくうえで、使用目的による施設使用制限等を見直していく必要性や住民票の広域交付などを想定した場合の手数料についても、算定根拠を整理していく必要があります。また、幼稚園や保育園についても適正な保育料水準の検討や無料支給品についての見直しが必要です。</p> <p>以上のことから、区は平成15(2003)年2月策定の行財政改革計画で「受益者負担の適正化」について、区民の方が納得できる受益者負担の基準整備と適正な徴収を見直しの目標として調査検討をすすめてきましたが、引き続き取り組んでいく必要があります。</p>			
行財政改革としての視点		改革の目標	
<p>今後、施設にかかる人件費・維持管理などのコスト意識の徹底を図り、経費の削減に努めるとともに、サービスの提供や施設利用にあたって、区民の方に分かりやすい料額設定としていく必要があります。</p>		<p>受益と負担の関係を区民に分かりやすいものにします。</p> <p>サービスの提供にかかるコスト(経費)を縮減するとともに、民間事業者や他団体等によるサービスと比較してバランスを欠いているものは、均衡を図ります。</p> <p>同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合は見直しを行います。</p>	
現況(実績見込)	3か年の取組み内容と効果		
平成16年度	17年度	18年度	19年度
区民の方が納得できる受益者負担の基準整備と適正な徴収を見直しの目標として調査検討	取組み	区民の方が納得できる受益者負担の考え方の整理	受益者負担の適正化の実施
	効果		分かりやすい受益者負担 公平な受益者負担

事業名・項目名：道路占用料の見直し				
事業の概要と課題				
<p>平成16(2004)年度に道路占用料の改正を実施しました。平成18(2006)年度に固定資産税評価替えが行われる予定であり、それに基づき受益者負担の適正化を図るために道路占用料の見直しを行います。</p> <p>課題としては、現在の道路占用料の算定基準には、「23区平均地の固定資産税評価額」等を用いているが、その検証が必要です。また、公益事業者(NTT、東京電力、東京ガス)から道路占用料に対する要望が出ており、その取り扱いをどうするか検討する必要があります。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>道路の多くは、他区等とつながっており、新宿区内で完結していません。そのため、国や都及び22区の道路管理者との均衡を図る必要があると考えられます。</p>		<p>算定基準の変更について検討します。</p> <p>他の道路管理者との均衡について検討します。</p> <p>公益事業者の要望の取り扱いについて検討します。</p>		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
道路占用料収入見込 999百万円	取組み	調査・検討	同左	道路占用料の改正
	効果			収入増加見込 57百万円

事業名・項目名：区立住宅使用料等の滞納整理の推進				
事業の概要と課題				
<p>区立住宅に関わる使用料、共益費及び修繕費の滞納者に対し、督促・催告、納付相談及び法的措置等により滞納整理を行い、区立住宅の適正な使用を確保するように努めています。</p> <p>既に退去している者や長期高額滞納者からの債権回収が非常に困難になっています。これらの債権を不良債権化させないように、効果的な手段を駆使し、早期に対処することが求められています。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>受益者負担の適正化を図るために、民間事業者のノウハウの導入を行い、さらなる歳入確保をしていきます。</p>		<p>滞納金総額の削減に向け、民間事業者のノウハウの導入をしていきます。</p> <p>早期に対処できる組織体制にしていきます。</p> <p>区立住宅の適正な使用を確保します。</p> <p>3年間での歳入確保効果10百万円 (対平成16(2004)年度想定)</p>		
現況(実績見込)		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
法律事務所への納付指導業務委託事業の試験的実施、住宅明渡し交渉、納付相談の技術向上 ・滞納繰越金総額のうち600万円を削減(前年度比)	取組み	納付指導業務委託化及び委託内容の見直し 組織的な納付推進体制の整備	同左	同左
	効果	・回収ノウハウの蓄積 ・住宅明渡しの促進 ・滞納繰越金の削減	同左	同左

事業名・項目名：区税の収納率向上				
事業の概要と課題				
<p>区税の収納率向上及び増収を図るため、毎年策定する納税推進計画に基づき、対策を重点化して取り組んでいます。また、あわせて効率的な業務推進体制の整備（システムの導入等）を進めています。</p> <p>区税の滞納者に対して納税催告、財産の差押及び換価等を積極的に実施していますが、収納率はまだ不十分な状況です。納税推進計画で策定した目標に対する達成状況を常に点検するなど進行管理の徹底と、未申告者に対する調査を強化することにより、増収を図るとともに税の公平性を確保する必要があります。</p>				
行財政改革としての視点			改革の目標	
<p>各種の滞納整理対策を実行しながらも、中長期的な視点での納税推進体制の整備（組織、人材育成、システムの活用等）も進めます。</p>			<p>現年課税分の滞納への対応を強化します。差押処分や換価の促進を積極的に行います。効率的な滞納整理事務を行うために、「滞納整理支援システム」を活用していきます。区民税の収納率を90%超の水準にすることが目標です。</p>	
現況（実績見込）		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
区民税収納率 87.38%（当初予算値）	取 組 み	納税推進計画の策定 業務推進体制の整備 滞納整理支援システム 本稼動	納税推進計画の策定 業務推進体制の整備	同左
滞納整理支援システム 導入		滞納整理の推進	同左	収納率90%超の水準達成
	効果			

事業名・項目名：国民健康保険料の収納率向上				
事業の概要と課題				
<p>制限証を発行し、特に長期高額滞納世帯への滞納処分も含めた対策を推進してきました。収納率全体については、今後も諸施策によって、収納率向上の努力を必要としています。</p> <p>国保世帯は、世帯の状況や収入状況が様々で、一律の施策では、収納率が向上しない状態にあります。また、近年の社会情勢により、新規加入者の収納状況が悪化しています。その中で、被保険者の納得を得ながら収納率の向上を図ることが求められています。</p>				
行財政改革としての視点		改革の目標		
<p>負担の公平性を確保するという観点に立ちながら、制度への不満を解消するためにも、従来の施策を一層推進し、世帯状況に合わせた各種施策により収納率向上を目指します。</p> <p>収納率の目標が達成され、かつ国保財政の安定的運営の確保が目標となりますが、継続的な取り組みが必要です。</p>		<p>制限証の運用を強化し、収納率向上を図ります。滞納処分の手法研究・確立により収納率の向上を図ります。</p> <p>嘱託員徴収の一層の実務習熟と職員連携により、また、新規加入者対策を検討し、収納率の向上を図ります。</p> <p>毎年1%ずつの収納率向上を目指して取り組みます。</p>		
現況（実績見込）		3か年の取組み内容と効果		
平成16年度		17年度	18年度	19年度
国民健康保険料収納率 平成14（2002）年度 収納率の1%増（想定） 制限証運用強化	取組み	収納率向上対策の策定 （制限証運用の充実、滞納 処分の充実、分割納付履行 の確認と促進、職員の徴収 事務の精査と世帯の状況に 応じた整理手法の検討、調 定額の適正化など）	同左	同左
	効果	国民健康保険料収納率の 対前々年度1%増 負担の公平性確保	同左	同左

Ⅶ 第二次行財政改革計画の推進に向けて

第二次行財政改革計画に基づく職員定数削減や、事業見直し等を進めることにより、次表のような経費効果を見込んでいます。

このような効果を具体化し、「協働」と「参画」によるまちづくりを推進していくるように、次のような観点から、実施計画と行財政改革計画とを一体として推進する庁内体制を検討し、整備していきます。

(1) 区長主宰のもとに、助役、収入役、教育長、部長等が定期的に協議する場において、第二次行財政改革計画と第四次実施計画との一元的な進行管理を行うとともに、各部の経営目標の達成度を検証します。

(2) 上記の進行管理の工程の中に、さらに*PDCAのサイクルを組み入れ、行政評価手法や行政コスト計算手法などを活用して、事業の執行結果や決算状況を分析評価し、予算編成に反映していけるようにしていきます。

※) P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」の工程を表す

経費の削減効果

	【単位:億円】		
	17年度	18年度	19年度
第二次行財政改革計画による事業の見直し	2	7	7
指定管理者制度への移行に伴うもの			
18・19年度は、維持管理経費の5%を経費効果と見込んで算出	0.6	2.2	2.2
外郭団体のあり方の見直しに関するもの			
特別養護老人ホーム等の自主運営化などの見直しを含む	8.0	5.6	5.6
上記以外の施設の見直し			
職員保養所の廃止など	0.1	0.1	0.1
第二次行財政改革計画による事業の見直しに伴う委託等経費	△ 6.6	△ 1.1	△ 1.1
その他事業、内部管理経費の見直し等(歳入確保含む)	12	12	12
総計	14	19	19

◆資料 《職員定数の削減実績と計画》

1 行財政改革計画に基づく定員適正化計画の実績

① 再任用職員の活用等による職員定数の削減

項目	内容	計画	15年度	16年度	合計
		実績			
再任用職員の活用による職員定数の削減	再任用職員を活用することで、職員定数の削減を行う。	計画	18	31	49
		実績	19	29	48
学校警備職の退職不補充	退職不補充とし職員定数の削減を行う。	計画	3	4	7
		実績	6	4	10
環境土木部作業業務の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。	計画	1	3	4
		実績	2	3	5
学校給食調理の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。	計画	6	5	11
		実績	6	8	14
児童館用業務の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。	計画	1	1	2
		実績	1	2	3
保育園用業務の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。	計画	5	1	6
		実績	5	1	6
学校等用業務の再任用化又は非常勤化	退職不補充とし、再任用職員、非常勤職員の活用により職員定数の削減を行う。	計画	11	8	19
		実績	13	5	18
学童擁護業務の委託	退職不補充とし、委託を行うことで、職員定数の削減を行う。	計画	2	2	4
		実績	2	2	4
合計		計画	47	55	102
		実績	54	54	108

② 事務事業の見直し及び組織改正等による職員定数の削減

項目	内容	計画	15年度	16年度	合計
		実績			
※ 財務会計・文書管理等システムの導入に伴う職員定数の削減	総合的行政システムの導入により事務の効率化を図ることで職員定数の削減を行う。	計画		20	20
		実績		10	10
※ (児童家庭課・児童館) 児童館の再編成に伴う職員定数の削減	児童館を再編成し(児童センターとこども館に再編成)、児童指導業務の委託を行うことで職員定数の削減を行う。また、児童館の用務業務については、児童指導と併せて委託を行い職員定数の削減を行う。	計画		15	15
		実績		15	15
(保育課・保育園) 公設民営等による職員定数の削減	保育園の民営化により職員定数の削減を行う。	計画	20	39	59
		実績	20	39	59
※ (高齢者福祉計画課) 授産場の廃止に伴う職員定数の削減	授産場を廃止し、シルバー人材センターの施設として活用することにより、職員定数の削減を行う。	計画		10	10
		実績		10	10
(高齢者福祉推進室・衛生部) 福祉部高齢者福祉推進室及び衛生部の組織再編成に伴う職員定数の削減	福祉部高齢者福祉推進室と衛生部を統合、再編成し職員定数の削減を行う。	計画		4	4
		実績		4	4
(環境土木部) 環境土木部の組織の見直しに伴う定数減	現行組織の再編、事務の再配分を行うことにより職員定数の削減を行う。	計画	3		3
		実績	3		3
(環境土木部) 土木作業の直営体制見直しに伴う定数減	土木作業の直営体制見直し、民間委託を行う。	計画	6		6
		実績	6		6
(環境土木部) 道路台帳の閲覧方法の改善	IT化、体制の見直し等により窓口照会業務の効率化を図ることで職員定数の削減を行う。	計画	1		1
		実績	1		1
※ (資源清掃対策室) 資源清掃対策室の組織再編に伴う職員定数の削減	清掃事務所の統合など資源清掃対策室の組織の再編、事務の再配分を行うことにより職員定数の削減を行う。	計画		2	2
		実績		2	2
(教育委員会事務局) 教育委員会事務局の組織再編による定数の削減	現行組織の再編、事務の再配分を行うことで職員定数の削減を行う。	計画	3	2	5
		実績	4	1	5
合計		計画	33	92	125
		実績	34	81	115

※印は、「行財政改革計画に基づく定員適正化計画」策定時に計画が未定であった項目を計画・実績に加えた。

③ 職員配置の見直し等による職員定数の削減(開かれた区政推進計画)

項目	内容	計画	15年度	16年度	合計
		実績			
部・課長ポストの見直し	区民健康センター所長ポストの廃止	計画	1		1
		実績	1		1
区民健康センター検査業務の委託	検査事業の看護及び診療放射線業務を委託し職員定数を削減する。	計画	2		2
		実績	2		2
職員配置の見直し(事務・技術系職員の配置)	事務処理体制の見直し等により事務・技術系職員の配置を見直す。	計画	7		7
		実績	7		7
合計		計画	10		10
		実績	10		10

総計(①+②+③)	計画	15年度	16年度	合計
		90	147	237
	実績	98	135	233

2 第二次行財政改革計画に基づく定員適正化計画

① 再任用職員の活用等による職員定数の削減

項目	内容	17年度	18年度	19年度	合計
再任用職員の活用による職員定数の削減	再任用職員を活用することで、職員定数の削減を行う。	19	14	17	50
児童館用務業務の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。			2	2
保育園用務業務の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。	1		2	3
学校警備職の退職不補充	退職不補充とし、職員定数の削減を行う。	1		2	3
学校給食調理の再任用化又は委託化	退職不補充とし、再任用化又は委託化することで職員定数の削減を行う。	2	6	4	12
合計		23	20	27	70

② 事務事業の見直しによる職員定数の削減

項目	内容	17年度	18年度	19年度	合計
財務会計・文書管理等システムの導入に伴う職員定数の削減	総合的行政システムの導入により事務の効率化を図ることで、職員定数の削減を行う。	16	調整中		16
(障害者福祉課・福祉作業所) 指定管理者制度への移行に伴う職員定数の削減	指定管理者制度へ移行することで、職員定数の削減を行う。	9		12	21
(児童家庭課・児童館) 学童クラブ事業の多様化による職員定数の削減	学童クラブ事業を一部委託化することにより、職員定数の削減を行う。	1			1
(保育課・保育園) 保育園の民営化等による職員定数の削減	保育園の民営化等により職員定数の削減を行う。		20	15	35
学童擁護業務の委託化	退職不補充とする。17年度に用務職への転職務を実施し、委託化することで、職員定数の削減を行う。	21			21
合計		47	20	27	94

総計(①+②)	17年度	18年度	19年度	合計
	70	40	54	164